

II こども支援

[児童相談所]

児童憲章

〔昭和 26 年 5 月 5 日宣言〕

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

- 1 すべての児童は、心身ともに、健やかにうまれ、育てられ、その生活を保障される。
- 2 すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
- 3 すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
- 4 すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
- 5 すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつちかわれる。
- 6 すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
- 7 すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
- 8 すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
- 9 すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。
- 10 すべての児童は、虐待、酷使、放任その他不当な取扱からまもられる。
あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
- 11 すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護があたえられる。
- 12 すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

(I)児童相談所

1 設置の目的

児童相談所は、児童福祉法に基づき設置された児童福祉行政機関で、本県では、両子ども・女性・障害者支援センターの中に児童相談所の機能があります。

これまで児童相談所は、児童（0～18歳未満）のあらゆる相談を受け援助を行うこととされてきましたが、平成16年に児童福祉法が改正され、児童相談に関する一義的な相談窓口は市町となり、児童相談所は、専門的知識及び技術を必要とする事例に対応し、調査・診断・判定に基づいて援助を行う相談機能とともに、市町における児童相談業務に対して情報の提供その他必要な援助を行う市町援助機関として、市町の後方支援に重点化することとなりました。

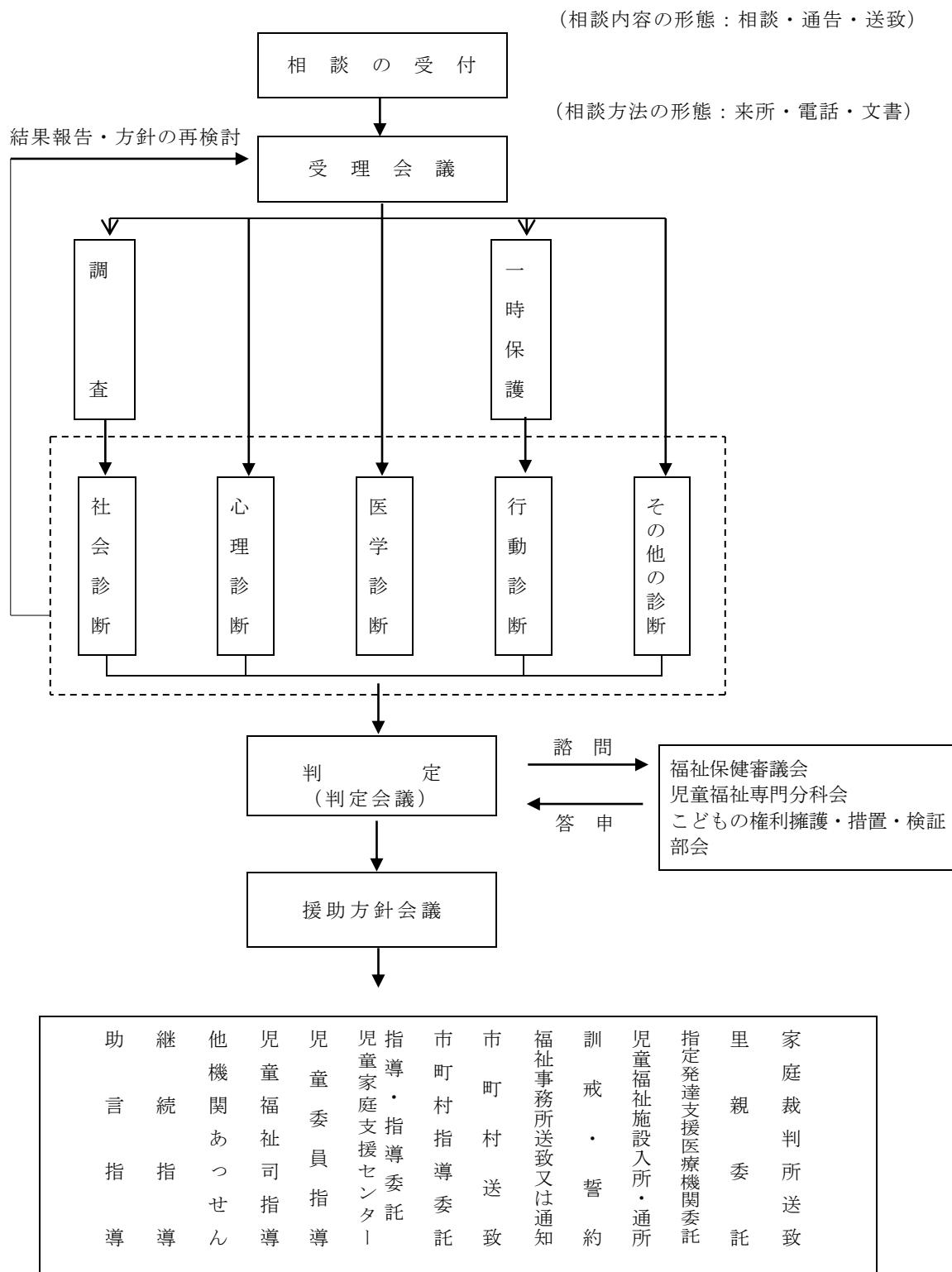
このほかに、児童相談所は児童と保護者に対する児童福祉司等による在宅指導や施設入所、里親委託等を行う措置機能や、必要に応じて児童の行動観察や緊急保護等を行う一時保護の機能を有しており、市町や他の機関との適切な役割分担、連携を図りつつ、これらの機能を十分に発揮することにより、より専門的かつ効果的な相談援助活動を行うこととしています。

2 受け付ける相談の内容

児童に関する相談は、統計上、次のように相談の内容を分類しています。

相 談 種 別		内 容
養 護 相 談	児 童 虐 待	児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談（身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、保護の怠慢・拒否）
	そ の 他	父又は母等保護者の家出・失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失した親の子、後見人を持たない児童等の児童虐待相談以外の環境的問題を有する児童、養子縁組に関する相談
保 健 相 談	保 健	低出生体重児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む。）を有する児童に関する相談
障 害 相 談	肢 体 不 自 由	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	視 聴 覚 障 害	盲（弱視を含む。）、ろう（難聴を含む。）等の視聴覚障害児に関する相談
	言 語 発 達 障 害 等	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害を持つ児童、言語発達遅滞を有する児童等に関する相談 ＊ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合は、それぞれの相談に分類する
	重 症 心 身 障 害	重症心身障害児に関する相談
	知 的 障 害	知的障害児に関する相談
	発 達 障 害 等	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の児童に関する相談（自閉症スペクトラム障害を含む。）
非 行 相 談	ぐ 犯 行 為 等	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない児童に関する相談
	触 法 行 為 等	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった児童、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談 ＊受け付けた時には通告がなくとも調査の結果通告が予定されている児童に関する相談を含む
育 成 相 談	性 格 行 動	児童の人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等の性格もしくは行動上の問題を有する児童に関する相談
	不 登 校	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある児童に関する相談 ＊非行が主である場合や精神疾患、養護問題が主である場合等には、それぞれの相談に分類する
	適 性	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	育 児 ・ し つ け	家庭内における幼児のしつけ、児童の性教育、遊び等に関する相談
そ の 他		上記のいずれにも該当しない相談

3 相談業務の流れ



4 援助の種類と内容

受け付けた相談については、調査・判定や必要に応じて一時保護を行い問題の解決にあたりますが、その援助方法を次のように分類しています。

援 助 の 種 類	内 容
助 言 指 導	1～3回程度の助言、指示等による指導対応を行うこと
継 続 指 導	心理療法やカウンセリング・面接による指導等を、少なくとも数回以上にわたって継続実施すること
他 機 関 あっせん	他の児童相談所、福祉事務所、保健所、医療機関、教育相談所等他の機関に移管、あっせんすること
児 童 福 祉 司 指 導	複雑な家庭環境に起因する問題を有する児童等で、長期にわたる継続的な指導を必要とするものに対し、児童福祉司が家庭や学校等を訪問し、あるいは通所などの方法により専門的な指導を行うこと
児 童 委 員 指 導	問題が家庭環境にあり、家族間の人間関係調整や経済的支援により解決すると思われるケースの指導を児童委員に依頼すること
児童家庭支援センター指導・指導委託	児童家庭支援センターの職員に指導させる又は、児童家庭支援センターに指導を委託すること
市 町 村 指 導 委 託	養育支援等の指導を市町村に委託すること
市 町 村 送 致	児童や保護者の置かれた状況、地理的要件や過去の相談経緯等から児童の身近な場所である市町村による指導が適当な場合に、市町村へ送致し、指導すること
福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	問題が貧困その他の環境の悪条件等によるものや知的障害に関するもので、社会福祉主事や知的障害者福祉司による指導が適当な場合に、福祉事務所に送致し指導すること
訓 戒 ・ 誓 約	非行相談において、再びあやまちを犯さぬよう注意をし、約束させることによって問題の再発を防止すること
児 童 福 祉 施 設 入 所 ・ 通 所	家庭養護のできない児童や障害のある児童等を児童福祉施設に入所させて必要な指導、療育訓練等を行うこと
指 定 発 達 支 援 医 療 機 関 委 託	独立行政法人国立病院機構等の設置する医療機関で厚生労働大臣の指定するものに肢体不自由児・重症心身障害児（者）の療育を委託すること
里 親 委 託	里親・小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）に、養護児童等家庭養護に欠ける児童の養育を委託すること
家 庭 裁 判 所 送 致	非行相談について、家庭裁判所の審判に付することが適当であるとして、家庭裁判所に送ること
そ の 他	上記のいずれにも該当しない処遇

5 他機関との関係

児童相談所から関係機関へ	関 係 機 関 名	関係機関から児童相談所へ
<ul style="list-style-type: none"> ・家庭調査および児童、保護者指導の依頼 ・巡回相談等の協力依頼 ・助産施設、母子生活支援施設への入所が必要なケースの送致 	福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童の送致 ・児童の判定、指導依頼 ・指導措置委託後の報告
<ul style="list-style-type: none"> ・家庭調査および児童、保護者指導の依頼 	児童委員 (主任児童委員)	<ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童の通告 ・指導措置委託後の報告
<ul style="list-style-type: none"> ・児童、保護者指導の依頼及び指導措置委託 	児童家庭支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童の通告 ・指導措置委託後の報告
<ul style="list-style-type: none"> ・保健指導依頼 	保健所	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児等の判定、指導依頼
<ul style="list-style-type: none"> ・児童の一時保護委託 ・児童の捜索依頼 ・立入調査への援助依頼 ・児童虐待への対応における情報共有 	警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・触法、ぐ犯行為等児童の通告 ・棄児、迷い子等、要保護児童の通告 ・児童虐待への対応における情報共有
<ul style="list-style-type: none"> ・少年法の適用が必要な児童の送致 ・強制的措置の申請 ・施設入所に伴う承認申請 ・後見人の選任、解任の請求 ・親権喪失・停止宣告の請求 	家庭裁判所	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法の措置を求める児童の送致 ・保護処分（児童自立支援施設、児童養護施設送致）による児童の送致
<ul style="list-style-type: none"> ・児童の施設入所措置 ・措置後の指導 	児童福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・入所児童の判定、指導依頼 ・措置の解除、変更等の届
<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談等の業務に関する市町村相互間の連絡調整、情報の提供その他必要な援助 ・1歳6か月児・3歳児精神発達精密健康診査および事後指導への協力 ・巡回相談等の協力依頼 ・障害福祉サービスの利用を適當と認めた場合の15歳以上の障害児の通知 ・児童及び保護者に対する在宅における指導措置委託 ・市町での対応が可能な事案の送致 	市町	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談のうち専門的知識及び技術を要するものについての技術的援助及び助言の依頼 ・児童相談のうち医学的・心理学的・教育学的・社会学的及び精神保健上の判定を要するものについての判定依頼 ・要保護児童の送致 ・1歳6か月児・3歳児精神発達精密健康診査の依頼 ・障害福祉サービスの利用を適當認めた場合の15歳以上の障害児の判定依頼 ・指導措置委託後の報告
<ul style="list-style-type: none"> ・障害児等の援助依頼 	保育所 幼稚園 認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> ・通園児童の判定、援助依頼
<ul style="list-style-type: none"> ・児童に関する調査および指導依頼 ・児童の健全育成指導 	学校	<ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童の相談、通告 ・児童の判定、指導依頼
<ul style="list-style-type: none"> ・適正就学の依頼 	教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児等の判定、指導依頼
<ul style="list-style-type: none"> ・非行防止活動への参加 	少年センター	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の判定、指導依頼

附 他機関・団体等への協力（講演・研修等）

県内における重大少年事件の発生やメディアによる悲惨な虐待報道が相次ぐ中、地域における児童問題への関心はいっそうの高まりを見せ、児童相談所を取り巻く関係機関等から児童虐待や子育て等について多くの見学・研修依頼がきている。

関係機関はもとより、一般住民への啓発活動は児童福祉業務を推進する上で不可欠な要素であり、業務の合間をぬって要請に応えているところである。

注)・「機関は」P28 の「他機関との関係」による
・数は実施回数

機関	長 崎	佐世保	計
福祉事務所(家庭児童相談室)			
児童委員(主任児童委員)	1		1
保健所			
警察署	2		2
家庭裁判所	1		1
児童福祉施設	1		1
市 町			
保育所・幼稚園			
学校	2	1	3
教育委員会			
少年センター			
その他	3	8	11
計	10	9	19

(Ⅱ)業務実績

1 受付件数の年度推移

令和6年度の相談受付総件数は6,638件で、前年度に比して182件減少した。

※テレフォン相談とは、来所することなく相談したいというニーズに応えるための専用電話による相談窓口で対応した相談である。なお、テレフォン相談は、令和3年度末で廃止した。

図1 児童相談所別受付件数

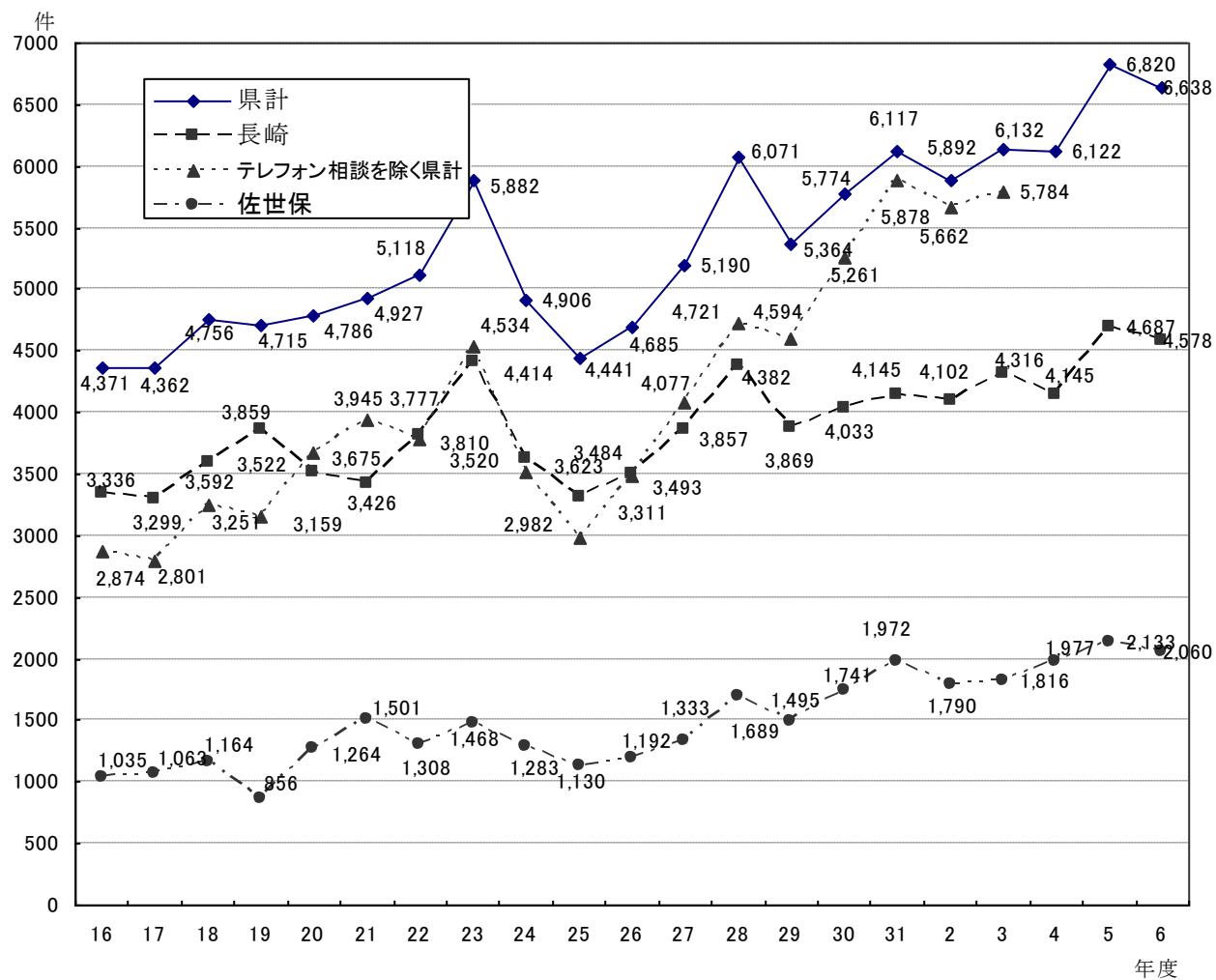
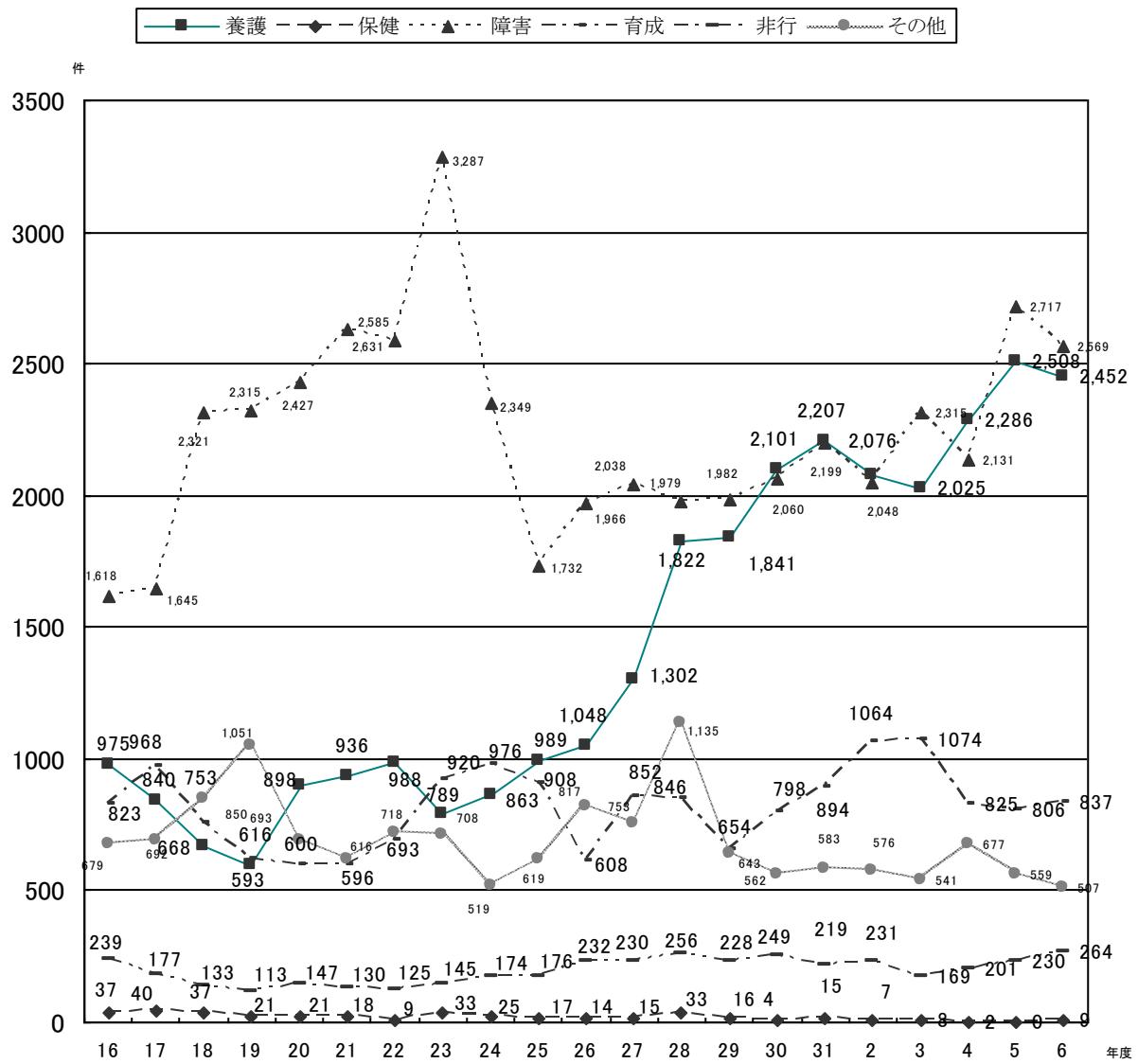


図2 相談内容別受付件数

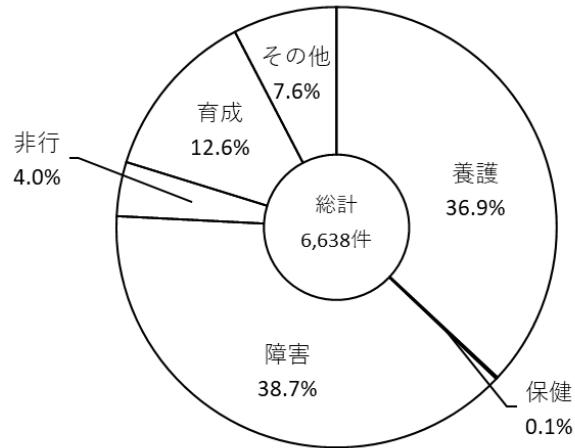


2 相談受付と処理の状況（令和6年度）

（1）相談別受付

相談受付の総件数は6,638件で、前年度の6,820件に比べ182件減少した。相談種別でみると、障害相談が38.7%（2,569件）で最も多く、ついで養護相談が36.9%（2,452件）、育成12.6%（837件）非行4.0%（264件）保健0.1%（9件）となっている。

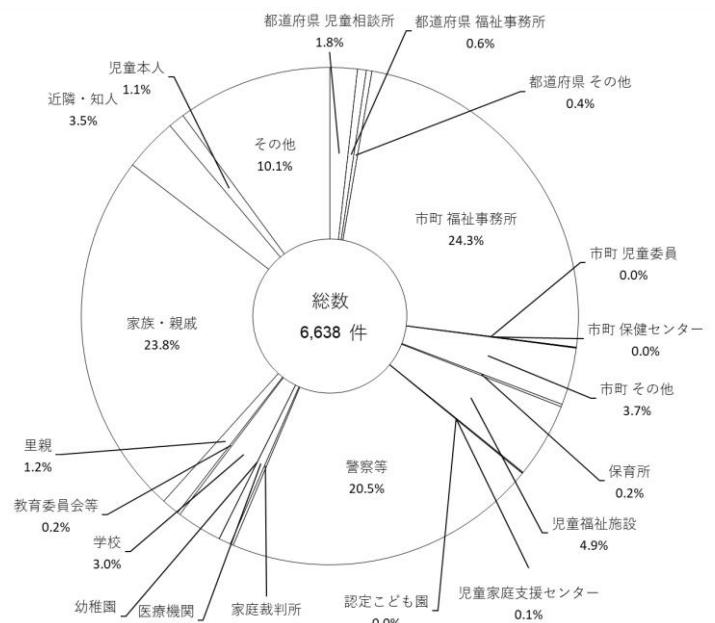
	長崎	佐世保	計
養護	1,592	860	2,452
保健	4	5	9
障害	1,899	670	2,569
非行	167	97	264
育成	603	234	837
その他	313	194	507
計	4,578	2,064	6,638



（2）経路別受付

家族・親戚からの相談が最も多く23.8%（1,668件）を占めている。

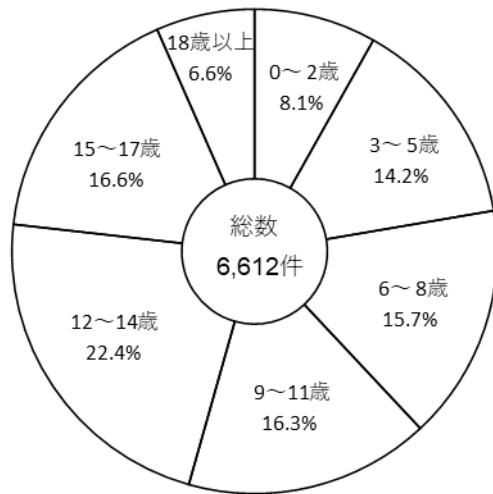
	長崎	佐世保	計
都道府県	児童相談所	80	38
	福祉事務所	11	27
	保健センター		
	その他	19	5
市町	福祉事務所	1,118	494
	児童委員	1	1
	保健センター		2
	その他	149	98
保育所	7	4	11
児童福祉施設	211	112	323
指定発達支援医療機関			
児童家庭支援センター	4		4
認定こども園	1	1	2
警察察等	869	489	1,358
家庭裁判所	5	8	13
保健所			
医療機関	32	20	52
幼稚園	1		1
学校	102	94	196
教育委員会等	10	2	12
里親	63	14	57
児童委員（通告仲介含む）			
家族・親戚	1,168	409	1,577
近隣・知人	184	47	185
児童本人	46	24	69
その他の	497	171	589
計	4,578	2,060	6,638



(3) 年齢別受付

児童についての相談は12～14歳の児童に関する相談が22.4%（1,482件）で最も多い。

	長崎	佐世保	計
0～2歳	395	143	538
3～5歳	702	235	937
6～8歳	743	297	1,040
9～11歳	717	363	1,080
12～14歳	1,012	470	1,482
15～17歳	682	418	1,100
18歳以上	301	134	435
計	4,552	2,060	6,612

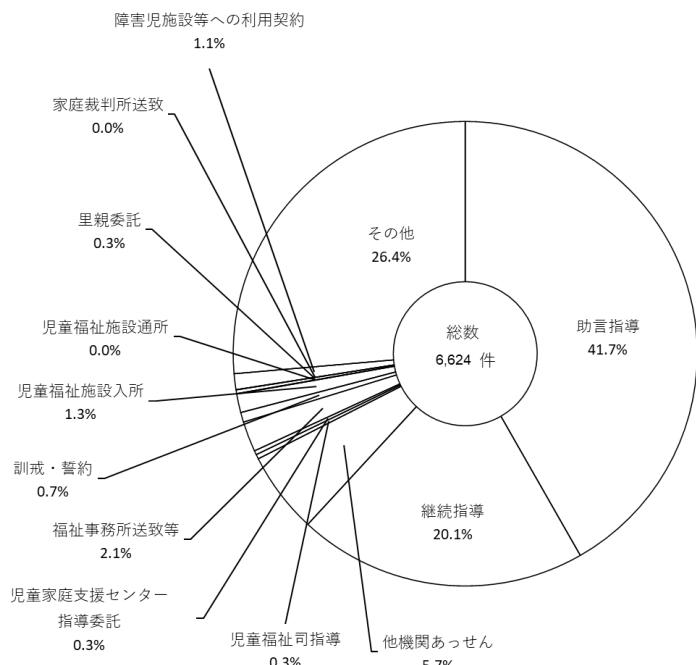


(4) 処理

前年度未処理分を含め、令和6年度中に処理した件数は6,624件である。

比較的簡単な援助で解決できた処理「助言指導」が41.7%（2,765件）で最も多く、続いて「継続指導」が20.1%（1,333件）となっている。

	長崎	佐世保	計
助言指導	1,929	836	2,765
継続指導	790	543	1,333
他機関あっせん	260	115	375
児童福祉司指導	17	4	21
児童委員指導			
児童家庭支援センター指導委託	19		19
市町村送致等	125	15	140
福祉事務所送致等			
訓戒・誓約	36	9	45
児童福祉施設入所・通所	54	34	88
指定発達支援医療機関委託			
里親委託	13	4	17
家庭裁判所送致		1	1
障害児施設等への利用契約	59	14	73
その他の	1,252	495	1,747
計	4,554	2,070	6,624



3 相談別にみた問題の傾向

*各相談の受付件数は令和6年度受付分、処理件数は前年度未処理分を含め令和6年度中に処理した件数を計上している。

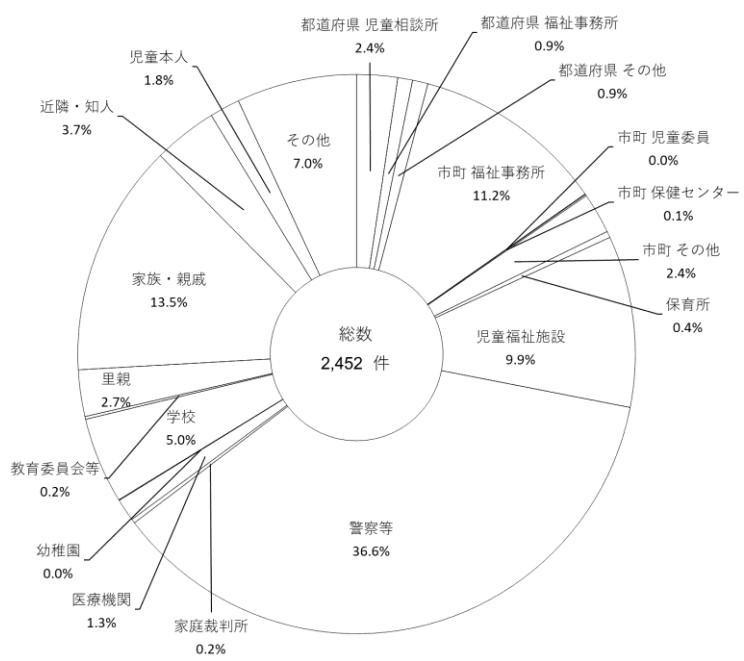
(1) 養護相談【受付 2,452 件 処理 2,460 件】

受付件数は前年度の2,508件と比べ56件減少している。

① 経路別受付

警察等からの通告が全体の36.6%で最も多く、続いて家族・親戚からの相談が13.5%となっている。

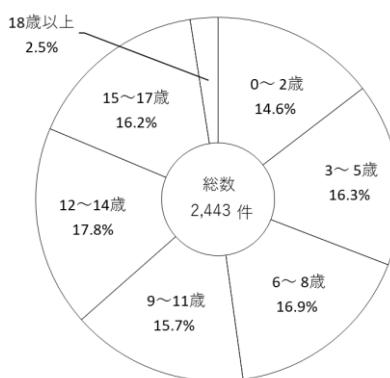
	長崎	佐世保	計
都道府県	児童相談所	37	21
	福祉事務所	5	16
	保健センター		
	その他の	18	4
市町	福祉事務所	136	138
	児童委員		1
	保健センター		2
	その他の	32	26
保育所	7	2	9
児童福祉施設	159	84	243
指定発達支援医療機関			
児童家庭支援センター			
認定子ども園			
警察等	580	318	898
家庭裁判所		6	6
保健所			
医療機関	19	13	32
幼稚園	1		1
学校	69	53	122
教育委員会	2	2	4
里親	56	10	66
児童委員(通告仲介含む)			
家族・親戚	233	97	330
近隣・知人	74	17	91
児童本人	29	14	43
その他の	135	36	171
計	1,592	860	2,452



② 年齢別受付

各年齢で多少の増減はあるが、割合的には前年度と大きな変化はない。

	長崎	佐世保	計
0～2歳	247	109	356
3～5歳	291	107	398
6～8歳	277	137	414
9～11歳	245	138	383
12～14歳	269	167	436
15～17歳	213	183	396
18歳以上	41	19	60
計	1,583	860	2,443



③ 理由別・処理別

理由別では家庭環境に起因するものが多く、特に虐待相談が全体の約 52.9%を占めている。

処理別では、虐待や家庭の養育機能の低下から、児童福祉施設入所につながることが多いが、面接指導や関係機関による支援で解決に導かれるケースも少なくない。

※「その他」内訳は、被虐待児童及び保護者のフォローアップ事業や施設入所児童の措置延長に関する処理によるものが多い。

処理	児相	理由	家出 (失踪を含む)	死亡	離婚	傷病 (入院を含む)	家庭環境		その他 ※	計
							虐待	その他		
児童福祉施設に入所	長崎 佐世保 計	児童福祉施設に入所	2 2			4 4	21 32	1 4	11 19	37 61
里親委託	長崎 佐世保 計	里親委託				2 2	4 1 5		3 2 5	9 3 12
面接指導	長崎 佐世保 計	面接指導	2 1 3	2 1 3		102 27 129	729 375 1,104	126 51 177	369 299 668	1,330 757 2,087
その他	長崎 佐世保 計	その他				8 5 13	139 21 160	8 6 14	47 66 113	202 98 300
合計	長崎 佐世保 計		2 3 5	2 1 3		116 32 148	893 408 1,301	135 60 195	430 375 805	1,578 882 2,460

※「その他」の内訳

拘禁	借金	出産	就労	未婚	経済困窮	迷子	計
5	1	24	2	2	53		
付き添い看護	措置延長	アフターケア	再判定	証明書発行	浮浪	その他	
13	66	145	32			462	805

④ 長崎県における児童虐待相談の処理状況

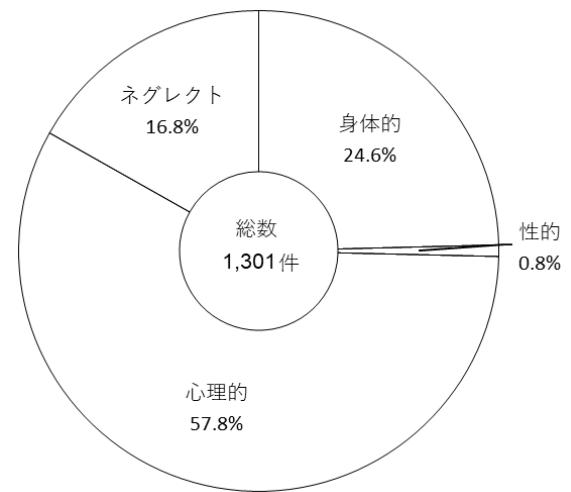
1) 児童相談所（長崎こども・女性・障害者支援センター・佐世保こども・女性・障害者支援センター）

ア 相談種類

令和6年度は1,301件で、前年度の1,010件に比べ291件増加し、過去最多となっている。

内容は、心理的虐待が全体の57.8%で最も多く、次に身体的虐待24.6%、ネグレクト（保護の怠慢・拒否）16.8%、性的虐待0.8%となっている。

年度	身体的	性的	心理的	ネグレクト	計
H25年度	98	9	84	138	329
H26年度	98	10	84	109	301
H27年度	127	24	134	210	495
H28年度	163	21	243	238	665
H29年度	149	10	301	170	630
H30年度	196	11	486	205	898
R1年度	241	21	491	300	1,053
R2年度	245	14	585	174	1,018
R3年度	225	13	585	151	974
R4年度	259	14	648	163	1,084
R5年度	329	12	760	161	1,084
R6年度	320	10	752	219	1,301

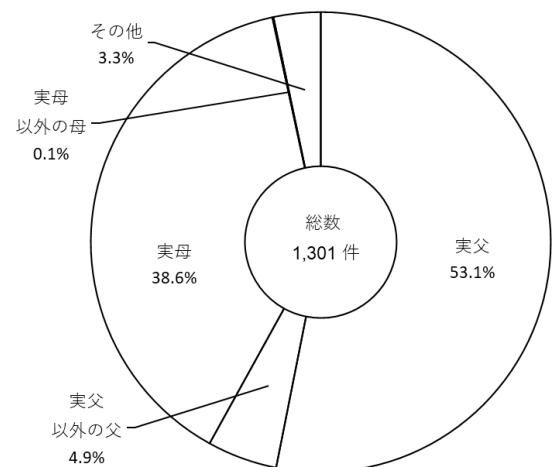


※R6年度は速報値

イ 主たる虐待者

実父が一番多く53.1%となっている。次いで実母が38.6%となっており、実の両親が全体の91.7%を占めている。

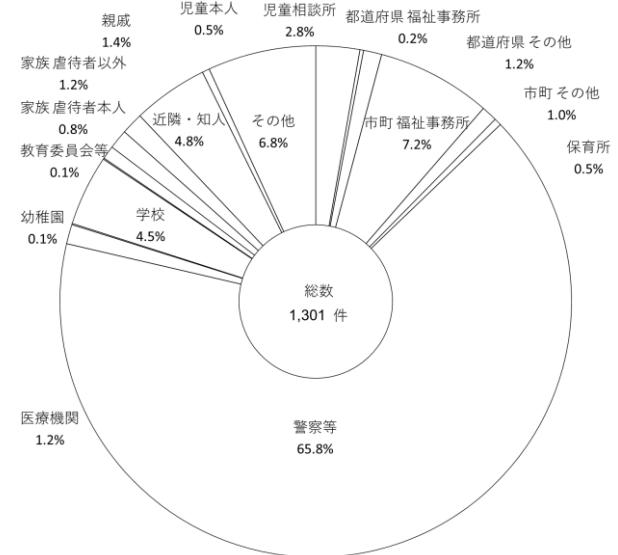
年 度	実父	実父以外	実母	実母以外	その他	計
H25年度	74	24	215	4	12	329
H26年度	82	26	158	3	32	301
H27年度	145	31	277	1	41	495
H28年度	209	56	349	3	48	665
H29年度	285	43	289	4	9	630
H30年度	455	70	359	5	9	898
R1年度	504	80	446	5	18	1,053
R2年度	482	69	421	8	38	1,018
R3年度	453	82	422	4	13	974
R4年度	549	107	390	1	37	1,084
R5年度	577	83	558	0	43	1,084
R6年度	691	64	502	1	43	1,301



ウ 相談経路

警察等からの相談が全体の 65.8%を占めている。ついで市町福祉事務所からの相談 7.2%、学校 4.5%、他の児童相談所が 2.8%となっている。また、近隣・知人からの相談も 4.8%となっており、周囲の見守りが児童虐待の早期発見に重要な役割を果たしている。

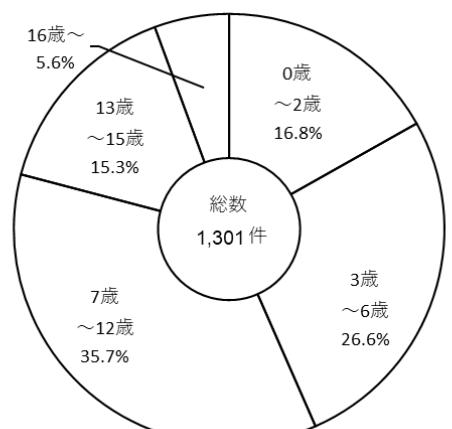
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
児童相談所	39	35	45	69	81	54	62	42	36
都道府県	福祉事務所	6	1	1	4	1	4	1	3
	保健センター								
	その他	4	4	4	55	15	6	6	15
市町	福祉事務所	133	87	113	96	92	103	80	94
	児童委員		2						
	保健センター	2			1	1			
	その他	17	15	19	46	24	14	13	11
保育所	7	5	9	8	4	3		7	6
児童福祉施設	2	6		3	3	6	3	2	
指定発達支援医療機関	1								
児童家庭支援センター						2			
認定こども園	10		1	3	4				
警察等	195	273	425	509	464	483	692	851	856
家庭裁判所	1							2	
保健所	1							2	
医療機関	10	5	14	27	13	10	16	19	16
幼稚園						10			
学校	54	46	67	54	63	75	75	70	58
教育委員会等	2		9	7	6	8	3	2	1
里親									
児童委員 (虐待の仲介を含む)				3			1		
家族	虐待者本人	9	13	15	4	16	3	5	11
	虐待者以外	50	28	43	29	40	11	26	36
親戚	19	13	31	36	23	21	15	14	18
近隣・知人	59	57	47	51	37	29	26	33	62
児童本人	11	3	4	9	17	8	9	14	6
その他の	31	33	51	38	102	136	55	50	89
計	665	630	898	1,053	1,018	974	1,084	1,261	1,301



エ 被虐待児の年齢

学齢前児童が全体の 43.4%を占めている。抵抗する力が乏しい低年齢の場合、死亡等重大な結果につながる危険性が高く、迅速かつ的確な対応が必要である。

年度	0~3歳未満	3歳~学齢前	小学生	中学生	高校生・他	計
H27 年度	54	87	198	101	55	495
H28 年度	116	144	239	109	57	665
	0歳~2歳	3歳~6歳	7歳~12歳	13歳~15歳	16歳~	計
H29 年度	114	130	250	93	41	628
H30 年度	171	209	327	144	47	898
R1 年度	236	283	353	124	57	1,053
R2 年度	214	243	351	142	68	1,018
R3 年度	201	222	335	160	56	974
R4 年度	209	289	354	141	91	1,084
R5 年度	201	334	430	198	98	1,261
R6 年度	219	346	464	199	73	1,301



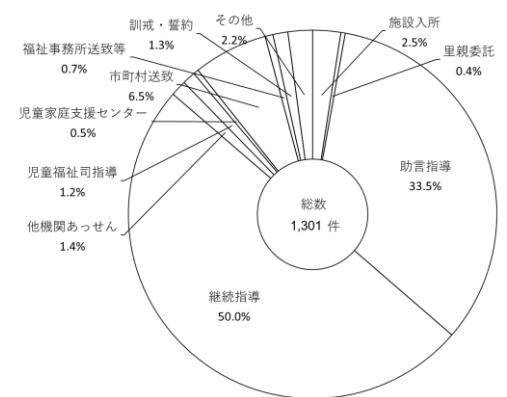
※平成 29 年度から表記を変更しています。

才 措置内容別処理

施設入所が32件、里親委託が5件である。これは、保護者のもとで生活させることは不適切との判断からなされるものであり、被虐待児を受け入れ、適切なケアを行う児童福祉施設や里親の役割は一層重要なものとなっている。

継続指導で終了する場合が多いが、これは要保護児童対策地域協議会等を開催し、地域の関係者、関係機関が情報を共有した上で、地域での見守りを依頼し、問題発生時には迅速な対応をとることができるようにして相談を終結したものである。こうした日常の見守りができる地域ネットワークは、今後より一層の強化が求められるところである。

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
施設入所	53	50	45	63	52	45	26	44	32
施設通所	1			1		1			
里親委託	7	6	1	5	3	3	3	2	5
助言指導	268	195	213	130	193	190	249	379	436
継続指導	260	314	572	711	639	589	649	633	650
他機関あっせん	20	11	32	50	30	35	34	18	18
児童福祉司指導	19	13	5	19	15	12	5	11	15
児童家庭支援センター	2	1		11	8	7	1	5	6
市町村送致		1		1		41	63	117	85
福祉事務所送致等		2	5	6	43				9
訓戒・誓約	6	7	2	12	14	15	19	28	17
その他の	29	30	23	44	21	36	35	24	28
計	665	630	898	1,053	1,018	974	1,084	1,261	1,301



2) 市町における児童虐待相談の状況

① 受理件数 852件

② 相談種類(処理件数)

身体的	性的	心理的	ネグレクト	計
207	8	453	184	852

(2) 保健相談 [受付9件 処理6件]

① 経路別受付

	長崎	佐世保	計
県 福祉事務所		1	1
市 福祉事務所	1	2	3
児童委員			
町 保健センター			
そ の 他			
保 健 所			
医 療 機 関		1	1
児童福祉施設			
警 察 等			
幼 稚 園			
学 校			
教 育 委 員 会 等			
家 族 ・ 親 戚	2	1	3
近 隣 ・ 知 人			
児童本人	1		1
そ の 他			
計	4	5	9

② 年齢別受付

	長崎	佐世保	計
0～2歳			
3～5歳			
6～8歳			
9～11歳			
12～14歳		2	2
15～17歳	4	3	7
18歳以上			
計	4	5	9

③ 処理別

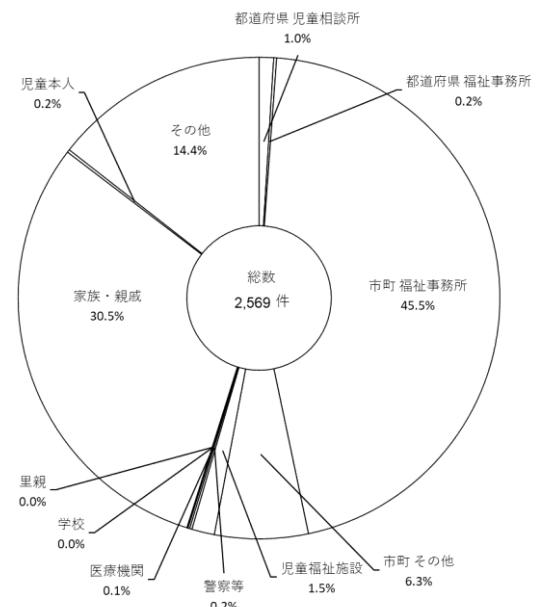
	長崎	佐世保	計
助言指導	3	3	6
継続指導			
他機関あっせん			
施設入所			
計	3	3	6

(3) 障害相談 [受付 2,569 件 処理 2,557 件]

① 経路別受付

総件数は、2,569 件で、市町、家族・親戚からの相談が多いが、これは療育手帳等福祉制度に伴う相談によるものである。

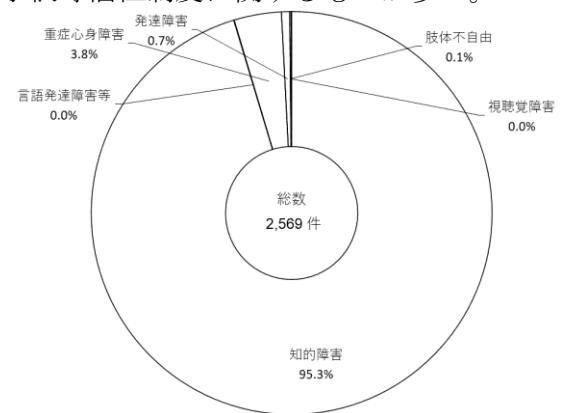
	長崎	佐世保	計
都道府県	児童相談所	15	10
	福祉事務所	5	5
	保健センター		
	その他		
市町	福祉事務所	881	289
	保健センター		
	その他	102	59
児童福祉施設	20	19	39
指定発達支援医療機関			
警察		4	4
医療機関	3		3
幼稚園			
学校		1	1
教育委員会			
里親	1		1
家族・親戚	606	178	784
近隣・知人			
児童本人	4	1	5
その他	262	109	371
計	1,899	670	2,569



② 内容別受付

知的障害相談が全体の 95.3% を占めており、療育手帳等福祉制度に関するものが多い。

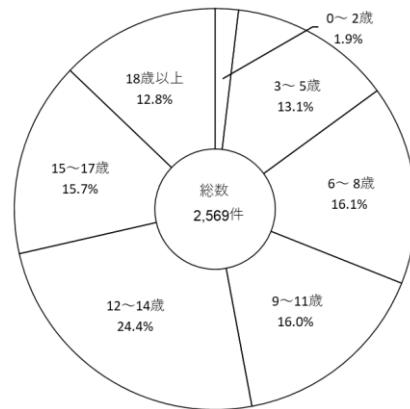
	長崎	佐世保	計
知的障害	1,805	644	2,449
言語発達障害等	1	0	1
重症心身障害	87	11	98
発達障害	3	14	17
肢体不自由	2	1	3
視聴覚障害	1	0	1
計	1,899	670	2,569



③ 年齢別受付件数

12歳～14歳までが最も多く 24.4% で、18歳以上については、18歳到達による他機関あっせんの相談が多いために、12.8% となっている。

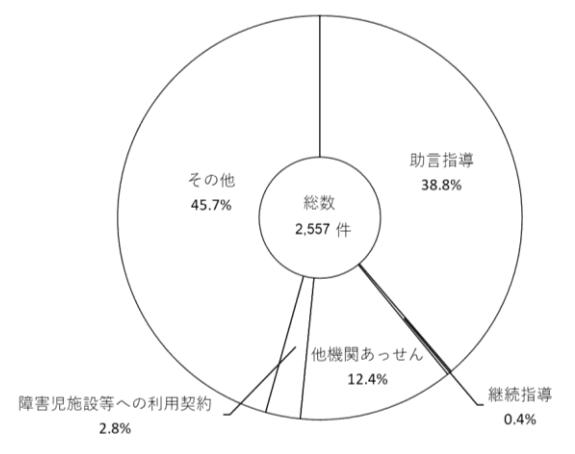
	長崎	佐世保	計
0～2歳	45	3	48
3～5歳	262	74	336
6～8歳	323	90	413
9～11歳	308	104	412
12～14歳	461	165	626
15～17歳	269	135	404
18歳以上	231	99	330
計	1,899	670	2,569



④ 処理別

助言指導は、障害程度の判定や、福祉制度に関する軽易な処理が多い。その他は、IQ 証明書の発行、記載事項変更等である。

		長崎	佐世保	計
面接指導	助言指導	710	281	991
	継続指導	6	3	9
	他機関あっせん	226	92	318
児童福祉司指導				
福祉事務所送致				
市町村送致				
施設入所				
障害児施設等への利用契約	58	13	71	
その他	892	276	1,168	
計	1,892	665	2,557	

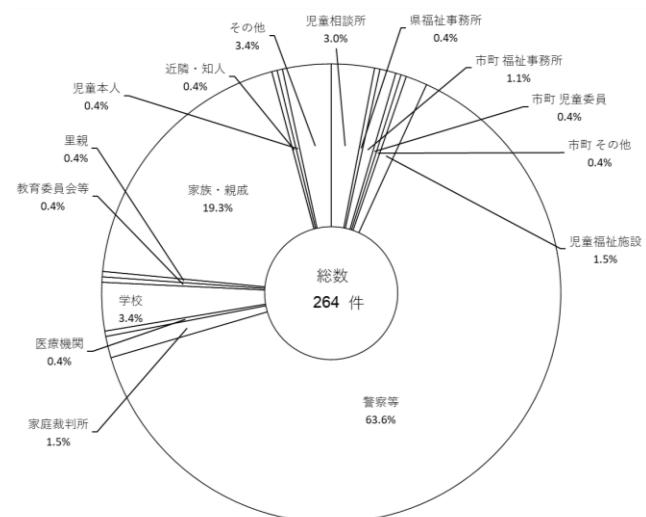


(4) 非行相談〔受付 264 件 処理 254 件〕

① 経路別相談

警察等からの通告が最も多く、家族・親族等からの相談がそれに次ぐが、この 2 つで 78.7%を占める状況である。

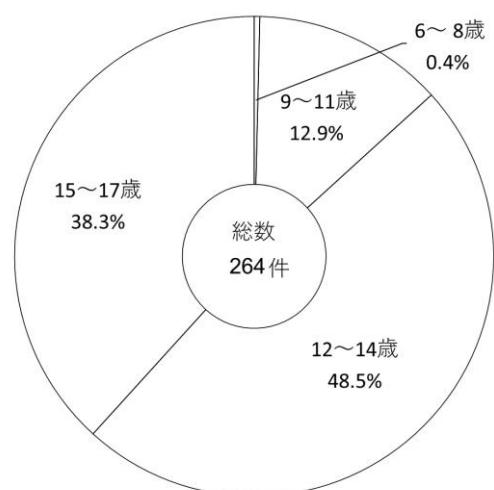
	長崎	佐世保	計
児童相談所	6	2	8
県福祉事務所		1	1
市福祉事務所	1	2	3
市町児童委員	1		1
市町その他	1		1
児童福祉施設	3	1	4
児童家庭支援センター			
警察察等	116	52	168
家庭裁判所	3	1	4
保健健所			
医療機関		1	1
学校	3	6	9
教育委員会等	1		1
里親		1	1
家族・親戚	28	23	51
近隣・知人		1	1
児童本人		1	1
その他の	4	5	9
計	167	97	264



② 年齢別受付

中学生以上の 12~17 歳が 86.7%で、思春期が大半を占めている。

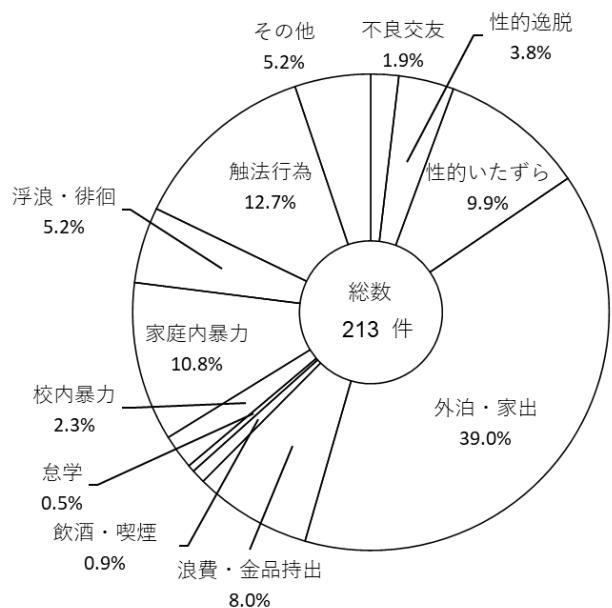
	長崎	佐世保	計
3~5歳			
6~8歳	1		1
9~11歳	19	15	34
12~14歳	76	52	128
15~17歳	71	30	101
18歳以上			
計	167	97	264



③ 理由別（処理件数）

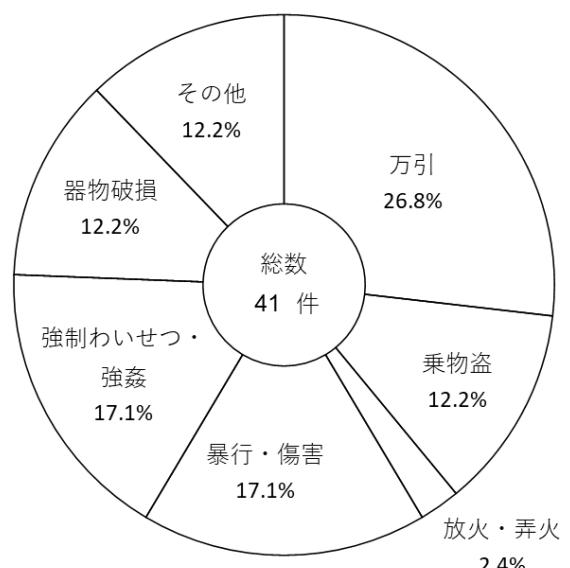
ぐ犯行為では外泊・家出が最も多く 39.0%を占めている。次に触法行為が 12.7%、続いて家庭内暴力が 10.8%である。触法行為があっても、警察署からの通告がない場合は、ぐ犯行為に分類している。

	長崎	佐世保	計
不良交友	3	1	4
性的逸脱	6	2	8
性的いたずら	8	13	21
外泊・家出	66	17	83
浪費・金品持出	9	8	17
飲酒・喫煙	2		2
薬物使用			
怠学	1		1
校則違反			
校内暴力	5		5
家庭内暴力	11	12	23
浮浪・徘徊	9	2	11
触法行為	5	22	27
その他の	5	6	11
計	130	83	213



触法行為等は、前年度と比べ 8 件増加した。多いのは万引であり、つづいて強制わいせつ・強姦、暴行・傷害となっている。

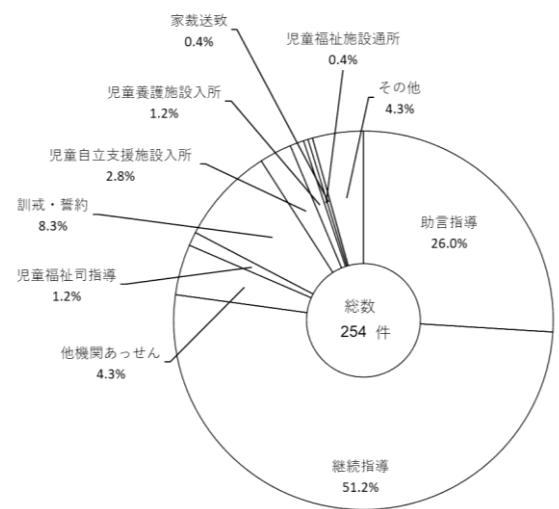
	長崎	佐世保	計
万引	9	2	11
乗物盗	5		5
車上狙い			
空巣狙い			
店舗・学校荒し			
ひったくり			
置引			
窃盗・その他の			
放火・弄火		1	1
暴行・傷害	5	2	7
恐喝・脅迫			
強制わいせつ・強姦	5	2	7
器物破損	5		5
詐欺			
銃刀法違反			
無免許運転			
その他の	1	4	5
計	30	11	41



④ 処理別

非行の内容と進行がそれほど深刻でないと考えられるものは助言指導（26.0%）で終結している。継続指導や児童福祉司指導、児童家庭支援センター委託といった在宅指導を必要とするものが51.2%、施設入所を要する深刻なものが4.0%である。

		長崎	佐世保	計
指 面 導 接	助言指導	45	21	66
	継続指導	82	48	130
	他機関あっせん	4	7	11
児童福祉司指導		2	1	3
児童家庭支援センター委託				
訓戒・誓約		16	5	21
施児 設童 等福 入所 祉	児童自立支援施設	4	3	4
	児童養護施設	1	2	3
	知的障害児施設			
	児童心理治療施設			
	その他の施設			
児童福祉施設通所		1		1
家裁送致（27-1-4）			1	1
障害児施設利用委託				
その他の他		5	6	11
計		160	94	254

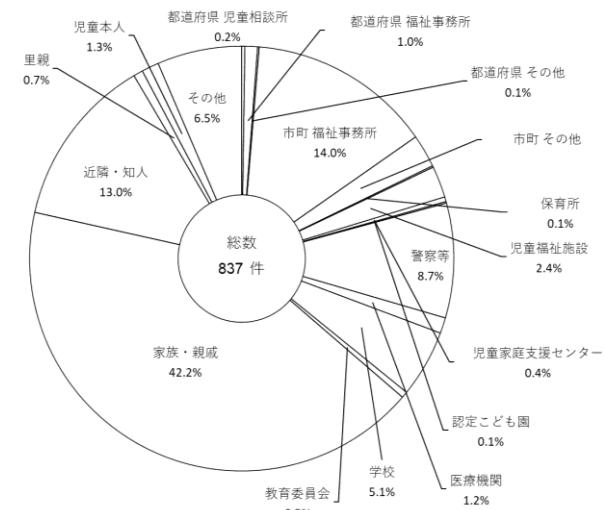


（5）育成相談【受付 837 件 処理 832 件】

① 経路別受付

家族・親戚からの相談が最も多く、全体の42.2%を占める。

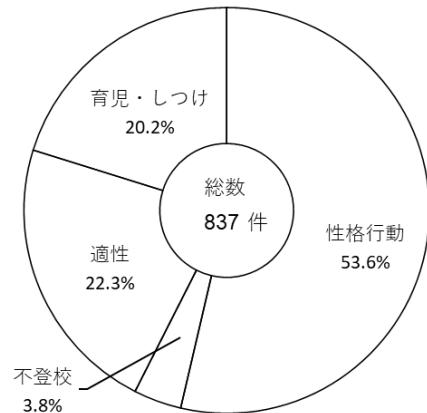
		長崎	佐世保	計
児童相談所		1	1	2
県	福祉事務所	1	7	8
	その他の	1		1
市町	福祉事務所	69	48	117
	児童委員			
	保健センター			
	その他の	11	10	21
保育所			1	1
児童福祉施設		15	5	20
児童家庭支援センター		3		3
認定こども園			1	1
警察察等		50	23	73
医療機関		7	3	10
幼稚園				
学校		25	18	43
教育委員会		4		4
家族・親戚		269	84	353
近隣・知人		94	15	109
里親		4	2	6
児童委員（通告仲介含む）				
児童本人		7	4	11
その他の他		42	12	54
計		603	234	837



② 内容別受付

性格行動の相談が最も多く、全体の 53.6%を占めている。

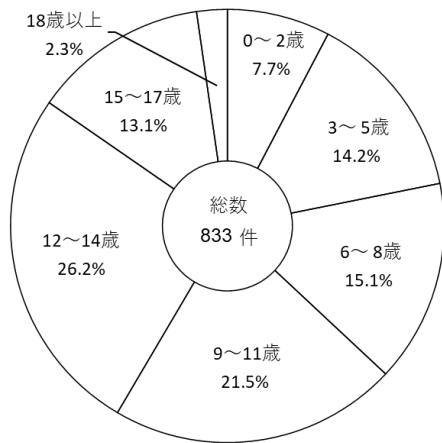
	長崎	佐世保	計
性格行動	321	128	449
不登校	15	17	32
適性	136	51	187
育児・しつけ	131	38	169
計	603	234	837



③ 年齢別受付

12～14 歳の相談が最も多く 26.2%を占める。この年代は同年齢児同士の横のつながりができ、行動範囲が広がっていくことと関係していると思われる。

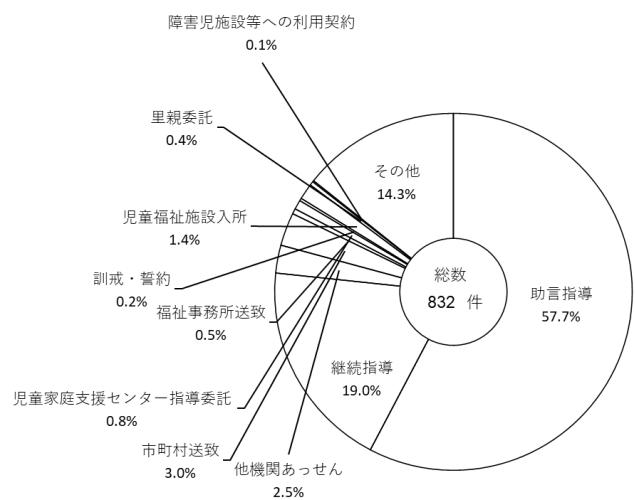
	長崎	佐世保	計
0～2 歳	52	12	64
3～5 歳	92	26	118
6～8 歳	94	32	126
9～11 歳	116	63	179
12～14 歳	155	63	218
15～17 歳	74	35	109
18 歳以上	16	3	19
計	599	234	833



④ 処理別

助言指導が 57.7%を占めているが、これは電話による相談について、その電話で助言を行うことにより終結するものが多い結果である。

		長崎	佐世保	計
面接指導	助言指導	342	138	480
	継続指導	111	47	158
	他機関あっせん	16	5	21
市町村送致		25		25
福祉事務所送致			4	4
児家セン委託		7		7
訓戒誓約		1	1	2
児童福祉施設入所		7	5	12
児童福祉施設通所				
里親委託		2	1	3
障害児施設利用契約		1		1
その他の		91	28	119
計		603	229	832



4 巡回相談

離島や交通の不便な地域に居住していて、児童相談所に来所することが困難な方のために、巡回による相談を実施している。

巡回相談の内容は、一般相談、1歳6か月児及び3歳児精神発達精密健康診査及び同事後指導、療育手帳判定である。

なお、離島の療育手帳の判定業務は離島保健所の兼務職員が行っており、療育手帳欄の()内の数がその件数である。

令和6年度巡回相談実施件数

	一巡回相談	1歳6か月児精神発達精密健康診査	1歳6か月児精神発達精密健康診査	3歳児精神発達精密健康診査	3歳児精神発達精密健康診査	療育手帳	計
長崎市							
島原市							
諫早市						1	1
大村市						4	4
五島市						22(22)	22(22)
西海市						1(1)	1(1)
雲仙市							
南島原市							
西彼杵郡							
南松浦郡						19(19)	19(19)
管外							
長崎 支援センター計						47(42)	47(42)
佐世保市							
平戸市							
松浦市							
対馬市						16	16
壱岐市						12(12)	12(12)
東彼杵郡							
北松浦郡							
管外							
佐世保 支援センター計						28(12)	28(12)
県計						75(54)	75(54)

注) () は離島保健所の兼務職員による判定を再掲

5 療育手帳

療育手帳は、知的障害児（者）に対して一貫した指導・相談を行うとともに各種援助措置を受けやすくなるなど、福祉の増進に資することを目的とした制度で、知事（判定機関取扱）から交付される。

児童相談所においては、保護者からの申請に基づいて、対象児の障害程度を判定し、さらに対象児童の年齢・障害程度に応じてその再判定を行っている。令和6年度末現在における療育手帳所持者数は17,247名で、このうち18歳未満の児童は2,998名となっている。

令和6年度の判定件数は以下のとおりである。

令和6年度 療育手帳の交付判定及び再判定の実施件数

	交付判定						再判定						合計		
	A1	A2	B1	B2	非該当	取下げ	計	A1	A2	B1	B2	非該当	取下げ		
長崎	30	56	82	217	48	5	438	91	80	105	143	15	4	438	876
佐世保	7	18	35	62	22	0	144	36	19	30	43	5	0	133	277
計	37	74	117	279	70	5	582	127	99	135	186	20	4	571	1153

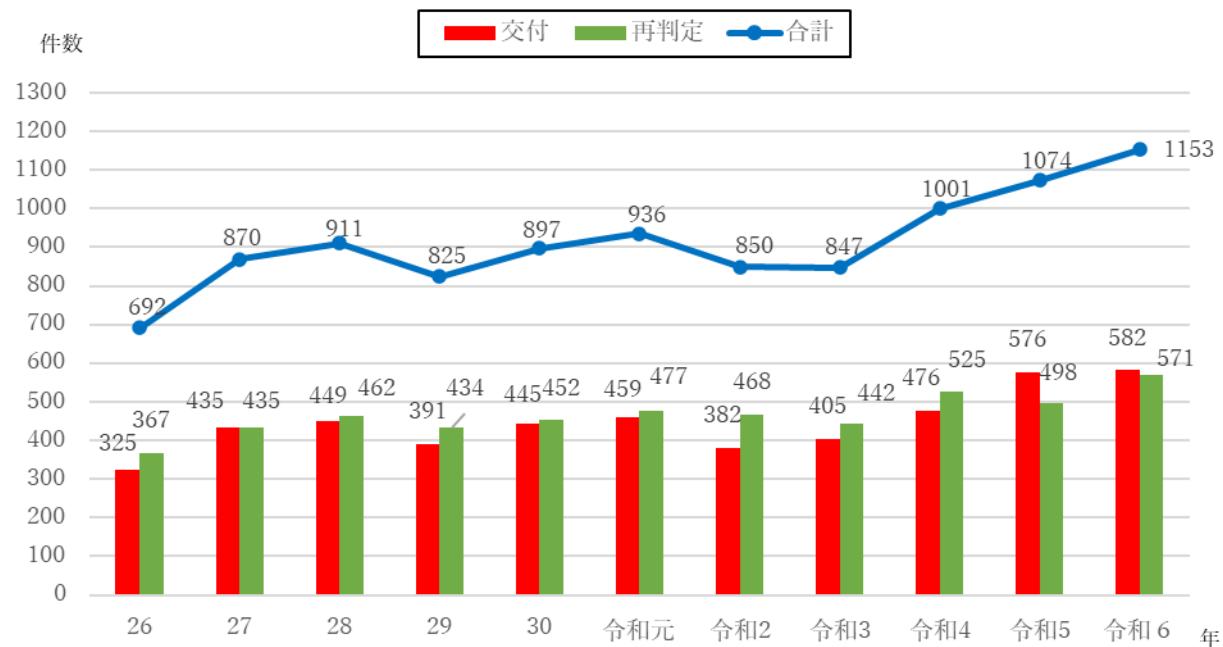
注) 障害程度=最重度:A1 重度:A2 中度:B1 軽度:B2

判定件数は近年高い値で推移している。経年表は以下のとおりである。

療育手帳の交付及び再判定の実施件数

年度		26	27	28	29	30	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
交付	長崎	211	306	325	281	291	305	245	275	346	388	438
	佐世保	114	129	124	110	154	154	137	130	130	188	144
	計	325	435	449	391	445	459	382	405	476	576	582
再判定	長崎	274	326	342	317	323	341	338	315	387	365	438
	佐世保	93	109	120	117	129	136	130	127	138	133	133
	計	367	435	462	434	452	477	468	442	525	498	571
合計		692	870	911	825	897	936	850	847	1001	1074	1153

療育手帳の交付判定及び再判定の実施件数の年度推移



6 判定業務

児童心理司は、相談・通告のあった子どもや保護者との面接や行動観察、心理検査等を実施し、心理診断を行う。心理診断は、子どもの発達の状態や心理状態を把握し、今後の援助の内容や方針を決定することを目的とする。また、判定及び援助方針決定に基づき、必要に応じて、児童心理司が子どもや保護者に対して、継続的な面接により心理療法、カウンセリング等を行っている。

(1) 心理診断の目的

- 子どもの施設入所や、通所による継続指導にあたっての援助指針の立案
- 相談に訪れた保護者等への助言、指導を行うための心理学的観点からの見立て
- 施設入所中の子どもの再判定による援助指針の再検討
- 療育手帳など福祉施策利用のための判定

(2) 心理検査

心理検査は、知能・発達検査（ビネー式、ウェクスラー式、遠城寺式、K-ABCなど）や人格検査（SCT、Y-G、描画テストなど）、その他親子関係や社会性の診断など様々な検査を実施している。

(3) 心理療法・カウンセリング

情緒や性格上の問題、神経症的な習癖や不登校等、主として心因性の複雑困難な問題のあるケース及び虐待ケース等の子どもと保護者に一定期間定期的に通所してもらい、児童心理司、児童福祉司、精神科の医師等が遊戯療法やカウンセリングなどを行っている（詳しくはP47表7を参照のこと）。また、非行児童に対しては、心理教育として再非行防止プログラム等を実施している。

なお、平成16年度より保護者の養育技術向上のため、保護者を対象としたペアレント・トレーニング等を実施している。

(4) 児童および保護者への支援プログラム

① 保護者等へのカウンセリング

＜目的＞

児童虐待を行う保護者は、自身の虐待を受けた体験等による心の問題を抱えている場合もあると言わわれていることから、児童福祉司、児童心理司等による支援に加えて、精神科等の医師や臨床心理士の協力を得て、虐待を受けた又はそのおそれのある子どもや保護者等の家族に対して心理的側面等からのケアを行う。

＜精神科医等への協力依頼事項＞

- ・被虐待児及びその保護者に対する医学診断
- ・関係職員等への助言
- ・心理療法を担当する職員への助言指導及び保護者等へのカウンセリング
- ・その他、児童相談所職員等の研修及び職員との意見交換

＜実績＞

【長崎こども・女性・障害者支援センター】

ア 実施日時

毎月第1、第3月曜日午後、第2水曜日午後

イ 今年度実施状況

・実施回数	31回
・対象児童	実人員 0名
・対象保護者	実人員 18名
・関係機関及び当所職員へのコンサルテーション	実人員 10名
・実施延回数	59回

カウンセリング実施回数別人員

回 数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計
児童											0名
保護者	7	4	2	1	2	1	0	1			18名
関係機関職員	8	2									10名

ウ 事業の効果

保護者がカウンセリングを受けることによって、自分自身を振り返り、より安定した親子関係を築こうと努力する等の良い変化が得られている。また、児童がカウンセリングを受けることにより、児童本人の情緒の安定による家族関係の変化や、より効果的な保護者への助言や支援につなげることができた。対象18名のうち6名は精神的安定が図れた等の改善が見られ終結に至り、1名は中断となっている。残る11名については次年度継続予定である。

今後も家族再統合プログラムの一環として本事業を実施し、家族再統合に向けた積極的な支援を行っていく。

【佐世保こども・女性・障害者支援センター】

ア 実施日時

毎月第1月曜日、第3水曜日午後

イ 今年度実施状況

- ・実施回数 13回
- ・対象児童 実人員 1名
- ・対象保護者 実人員 7名
- ・関係機関及び当所職員へのコンサルテーション 実人員 3名

カウンセリング実施回数別人員

回数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
児童	1												1名
保護者		3	1	1	1				1				7名
関係機関等職員	3												3名

ウ 事業の効果

精神科医等によるカウンセリングを実施することにより、保護者自身が養育姿勢を含む不適切な対応の振り返りができたり、育児ストレスの軽減につながったり等の効果が見られた。令和6年度においては8名を対象にカウンセリングを行ったが、精神的な安定が図られた等による終結が5名、残る3名については次年度継続して実施する予定である。

引き続き、家族再統合プログラムの一環として本事業を実施することにより、家族再統合に向けた家族への支援を推進する。

② その他支援プログラム

<目的>

虐待を受けた子どもの権利及び良好な家庭環境を保障するためには保護者への専門的な指導・支援を必要とするため、ペアレント・トレーニング等を実施する。また、児童への支援として、対人コミュニケーションの苦手さのある児童を対象としたソーシャル・スキルズ・トレーニング（社会生活技能訓練、以下 SST と表現）を実施したり、一時保護した児童に対して、集団 SST を実施している。非行問題を抱える児童に対しては再非行防止プログラムの方法を取り入れ、積極的な支援を行うことで、児童福祉施設に入所中の子どもの家庭復帰又は在宅指導中の子どもの養育改善や子ども自身の問題行動の改善を図る。

<事業の内容>

- ア 専門的な援助を必要とし、児童相談所に定期的な来所が可能である保護者を対象に、ペアレント・トレーニング等を実施する。
- イ 対人コミュニケーションの苦手さのある子どもを対象とした個別 SST、一時保護児童を対象にした集団 SST を実施する。
- ウ 非行少年を対象に再非行防止プログラムを実施する。

<事業の対象者>

援助方針会議及び判定会議において、本事業対象ケースとして認定した者。

＜実績＞

【長崎こども・女性・障害者支援センターにおける実施状況】

ペアレント・トレーニングは、9 ケースの保護者 13 名を対象として、個別で実施し実施延人数としては、39 人（関係者含む）、グループで実施した実施延人数は 41 人であった。

実績としては、9 ケースの全てが終結した。

個別 SST は、8 ケースを対象に実施し、7 ケースが令和 6 年度で終結し、1 ケースが次年度も継続する。全体の実施延回数は 25 回である。一時保護児に対する集団 SST 及び集団心理療法等は延人数 245 名、実施延回数 38 回である。

再非行防止プログラムについては、15 ケースで実施延回数 66 回である。

【佐世保こども・女性・障害者支援センターにおける実施状況】

ペアレント・トレーニング等の保護者支援プログラムは、3 ケースの保護者 4 名を対象として、個別で実施し実施延人数としては 17 名であった。実績としては 3 ケースのうち、最終までプログラムを終えて終了したものが 2 ケース、来年度継続するものが 1 ケースである。

一時保護児に対する集団 SST 及び集団心理療法等は延人数 137 名、実施回数 23 回である。

再非行防止プログラムについては、12 ケースで実施延回数 46 回である。

7 児童福祉司等の指導

虐待者である保護者や非行児等に対して、ある程度長期にわたる継続的な指導を必要とする場合に、在宅のまま専門的な指導を行っている。

具体的には、児童福祉司などが家庭訪問のうえ児童に対する面接指導や保護者に対する助言指導を行ったり、必要に応じて児童相談所への来所を促し、助言指導等による支援を実施している。

また、児童家庭支援センターへ指導を委託する場合もある。

令和6年度 取扱ケース数

区分 児相	児童福祉司	児童家庭支援 センター	市町	計
長 崎	17	19	125	161
佐 世 保	5	0	0	5
計	17	26	0	43

8 児童福祉施設等入所・通所・委託

児童相談所が入所措置等を行う県内設置の児童福祉施設等は38か所、入所定員1,278人(通所15人含む)である。令和7年4月1日現在、県外の施設を含めて入所措置等をしている総数は529人、うち障害児施設に契約で入所している児童数は54人である。

令和6年度に児童福祉施設へ入所措置した件数は86件であった。

なお、施設に入所した児童の保護・療育等に要する経費については、全額国と県が支弁するが、扶養義務者はその世帯の課税額に応じて定められた負担金を月々県に納入することになっている。

注) 障害者自立支援法の施行に伴い、障害児施設(知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設)は、平成18年度10月から、措置から契約方式に変更された。それに伴い、利用者負担の仕組みも変更された。

さらに平成24年4月から児童福祉法及び障害者自立支援法が一部改正されたことにより、支援の実施主体や施設体系等が大幅に変更されている。

児童福祉施設(県内)等の対象と目的

施設の種類	施設目的及び対象者
乳児院	乳児(満1歳に満たない者)と種々の理由により特に必要のある場合には小学校就学前までの幼児を入院させて、これを養育する。
児童養護施設	保護者のいない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護する。
児童心理治療施設	心理的困難や苦しみを抱え、日常生活の多岐にわたって生き辛さを感じて心理治療を必要とする児童を入所または通所させて治療を行う。
福祉型障害児入所施設	障害児を入所により、これを保護するとともに、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行う。
医療型障害児入所施設	医療が必要な障害児を入所により、これを保護するとともに、治療及び日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与を行う。
児童自立支援施設	不良行為を行い、又は行うおそれがある児童及び生活指導を要する児童を入所又は通所させてこれに必要な指導を行い自立を支援する。
自立援助ホーム (児童自立生活援助事業)	義務教育終了後、里親や小規模住居型児童養育事業を行う者への委託又は児童養護施設等への入所措置が解除された児童、母子生活支援施設における保護の実施を解除された者及び一時保護を解除された者等に対し、これらの者が共同生活を営むべき住居等において、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行い、あわせて児童自立生活援助の実施を解除された者への相談その他の援助を行う。
ファミリーホーム (小規模住居型児童養育事業)	家庭的な環境の下で、要保護児童に対し、児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援する。

9 里親制度に関するこ

里親制度は、何らかの事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子ども等に、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供する制度である。平成21年4月の制度改正により、養育里親（一般的な養育里親と専門里親）と養子縁組によって養親となることを希望する養子縁組里親、親族里親の3つに分けられた。

小規模住居型児童養育事業は、住居（ファミリーホーム）において、児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援するものである。

平成24年3月の児童相談所運営指針及び里親委託ガイドラインの改正により、社会的養護を必要とするすべての子どもの代替的養護は家庭的養護が望ましいとされた。この里親委託優先の原則に基づき、新規里親の開拓と里親委託を推進してきた結果、令和7年3月31日現在での委託率は18.9%となっている。施設と同様、社会的養護を担い、児童を家庭的な雰囲気の中で育てるところに特色がある。

※ 委託率 = $\frac{\text{里親及びファミリーホーム委託児童数}}{\text{乳児院+児童養護施設+里親・ファミリーホームの入所・委託児童数}}$

（1）令和6年度 里親及び委託児童数

	認定・登録里親数				児童委託里親数				委託児童数				
									里親		ファミリー ホーム		
	前 年 度 末	新 規	取 消	年 度 末	前 年 度 末	新 規	取 消	年 度 末	前 年 度 末	新 規	解 除 ・ 変 更	年 度 末	
長崎	153	15	9	159	35	7	9	33	42	8	12	38	13
佐世保	58	8	5	61	14	2	1	15	16	3	1	18	6
計	211	23	14	220	49	9	10	48	58	11	13	56	19

（2）令和6年度里親及び小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）に委託されている児童

令和6年度 里親及び小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）に委託されている児童（長崎C管内）

里 親 の 種 類	新規又は措置変更により 委託された児童数(年度中)				措置を解除又は変更された児童数(年度中)										年 度 末 現 在 委 託 児 童 数		
	児 童 福 祉 施 設	家 庭	そ の 他	計	解除						変更						
					家 庭 引 き 取 り	養 子 縁 組	満 年	逃 亡	死 亡	就 職	そ の 他	計	児 童 福 祉 施 設	家 庭	そ の 他	計	
里親に委託された児童	4	4	0	8	2	4	4	0	0	0	0	10	2	0	0	2	38
養育里親	3	4	0	7	2	0	4	0	0	0	0	6	2	0	0	2	29
専門里親	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
親族里親	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
縁組里親	1	0	0	1	0	4	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	1
ファミリーホーム	1	4	0	5	5	0	1	0	0	0	0	6	1	0	0	1	13

令和6年度 里親及び小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)に委託されている児童(佐世保C管内)

	新規又は措置変更により 委託された児童数(年度中)				措置を解除又は変更された児童数(年度中)										年度 末 現 在 委 託 児 童 数	
					解除					変更						
児 童 福 祉 施 設	家 庭	そ の 他	計	家 庭 引 き 取 り	養 子 縁 組	満 年	逃 亡	死 亡	就 職	そ の 他	計	児 童 福 祉 施 設	家 庭	そ の 他	計	
里親に委託された児童	0	3	0	3	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	18
里 親 の 種 類	養育里親	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12
	専門里親	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	親族里親	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	5
	縁組里親	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ファミリーホーム	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	6

(3) 里親等への支援

現に子どもを委託されている里親等からの相談に応じるとともに、関係機関との連絡調整を行い、里親等を定期的に家庭訪問し子どもの状態を把握したり、里親等へ助言を行っている。

① 里親相談支援員の配置

里親等の支援関係機関との連絡調整や里親に対する支援を行うとともに、里親等への委託を推進するため、長崎こども・女性・障害者支援センターに3名、佐世保こども・女性・障害者支援センターに1名配置。

② レスパイト・ケアの実施状況

	世帯数	実施回数 (延)	人数 (延)	実施先	
				児童福祉 施設	里親・ ファミリーホーム
長崎	16	55	19	52	3
佐世保	5	9	5	2	0

③ 里親等への訪問支援

里親家庭、ファミリーホームへの訪問支援回数 (長崎) 246回 (佐世保) 72回
訪問里親、ファミリーホーム数 (長崎) 42世帯 (佐世保) 12世帯

（4）里親育成支援事業

＜目的＞

社会的養護が必要な児童の養育について、より家庭的な環境（里親等）での養育を推進するため、新規里親確保のための出前講座等の広報啓発や、里親の資質向上のための総合的な研修を行うことにより、里親制度の周知啓発、新規里親の獲得や虐待を受けた経験や障害のある児童など養育が難しい児童等に対応する里親の養育技術の向上を図る。

※長崎県が長崎県里親育成センター「すくすく」へ委託

＜事業内容＞

里親制度出前講座などの広報啓発活動、研修会の実施、登録里親や関係機関との連絡調整等

① 義務的研修

養育里親研修に両センターから参加

＜養育里親基礎研修＞

年2回（令和6年5月26日、令和6年10月27日）

＜里親登録前研修＞

年2回（令和6年6月22日～23日、令和6年11月23日～24日）

＜養育里親更新研修＞

年2回（令和6年9月7日、令和7年2月22日）

＜専門里親更新研修＞

年1回（令和6年8月31日～9月1日）

② 独自研修

＜里親研修会＞

- ・令和6年9月28日

＜里親勉強会＞

- ・令和6年5月18日
- ・令和6年7月6日
- ・令和6年11月10日
- ・令和7年2月8日

＜未委託里親プログラム＞

- ・令和6年7月28日
- ・令和7年2月19日

（5）その他

・里親委託等推進委員会

里親制度の社会的理義や関係機関の共通認識、里親等に対する支援を総合的に推進する目的で設置

里親支援実務者会議（調整機関：両センター）の開催 12回

里親支援個別会議 長崎センター 11回 佐世保センター 3回

10 一時保護

児童の相談に対し、適切な援助を行うために、必要に応じて一時保護を行う。その目的は大きく次の三つに分けられる。

(1) 緊急保護

棄児、迷子、家出した子ども等、現に適当な保護者や宿所がないために保護を必要とする場合、虐待、放任等の理由により、その子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合、子どもの行動が自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼしたりそのおそれがある場合、一定の重大事件に係る触法少年と考えられること等のため警察から通告があった場合、または少年法第6条の6第1項に基づき送致があった場合等に行う。

(2) 行動観察

適切かつ具体的な援助指針を定めるために、その子どもの日常生活における対人関係、学習態度、作業態度、健康状態、生活習慣等について、十分な行動観察や生活指導を行う必要がある場合等に行う。

(3) 短期入所指導

短期間の心理療法、カウンセリング、生活指導等が有効であると診断される場合であって、地理的に遠隔又は子どもの性格・環境等の条件により、他の方法による援助が困難又は不適当であると判断される場合に行う。

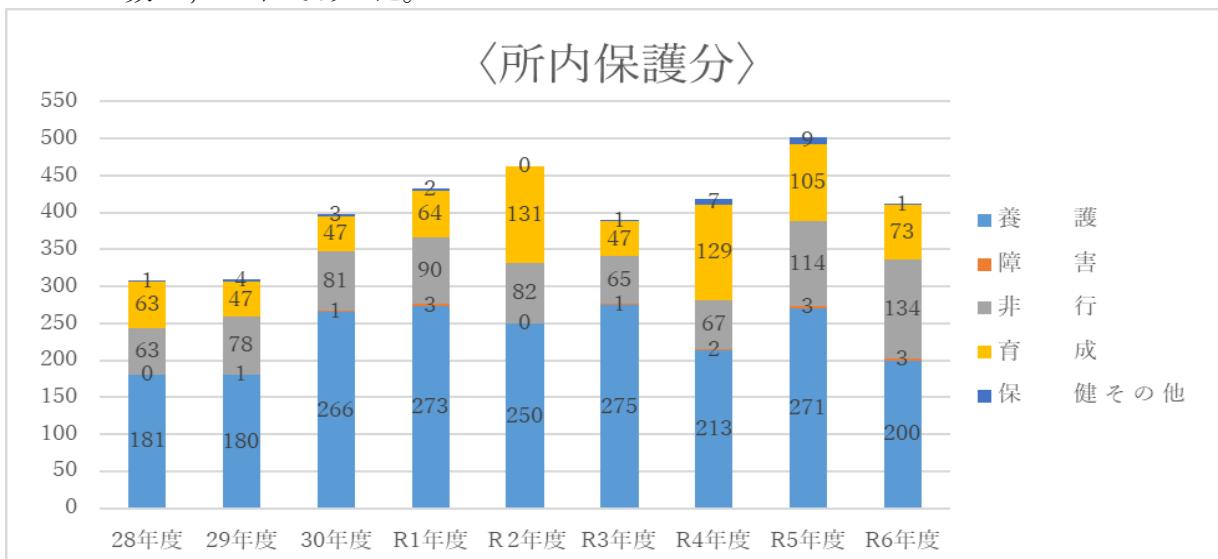
一時保護は、原則として児童相談所に附設されている「一時保護所」において行うが、緊急保護の場合は、児童福祉施設や警察などの関係機関に委託することもある。

一時保護所は、子どもが安定した生活をする場でもあり、生活指導、学習指導、集団指導等については、児童福祉施設に準じた運営がなされている（日課表を長崎・佐世保各々作成している）。

令和6年度に一時保護を行った総人員は1,090人で、このうち一時保護所において保護した児童は411人となっている（前年度からの継続を含み、当年度の未処理分を除く）。

一日平均保護人員は19.1人、一人平均保護日数は16.2日である。

委託保護した児童は679人、児童福祉施設の16ヶ所へ310人、医療機関等へ27人、里親等へ83人、警察署へ223人、その他36人となっており、全委託日数12,668日であった。



(III) 統計資料

表 1	相談別受付件数の年度推移	37
表 2	経路別受付件数の年度推移	38
表 3	相談別・経路別受付件数	39
表 4-1	相談別・年齢別受付件数（県計）	40
表 4-2	相談別・年齢別受付件数（長崎）	41
表 4-3	相談別・年齢別受付件数（佐世保）	42
表 5	処理件数の年度推移	43
表 6-1	相談別・処理件数（県計）	44
表 6-2	相談別・処理件数（長崎）	45
表 6-3	相談別・処理件数（佐世保）	46
表 7	調査・診断及び心理療法・カウンセリング件数	47
表 8	措置停止・措置中等の調査・診断・指導件数	47
表 9	児童福祉施設種別措置入所児の年度推移	48
表 10	一時保護児童の年度推移（所内保護分）	49
表 11	相談別・処理別一時保護児童数（所内保護分）	50
表 12	年齢区分別・相談別一時保護児童受付件数（所内保護分）	51
表 13	一日平均保護人員及び一人平均保護日数（所内保護分）	51
表 14	保護期間別一時保護児童数（所内保護分）	52
表 15	委託先別一時保護児童数（委託保護分）	52

表1 相談別受付件数の年度推移

年度	相談種別	相談		養護		保	障害						非行		育成			その他の	計
		児童虐待	その他	児童の虐待	健		肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	発達障害	ぐるみ犯行等	触法行為等	性格行動	不登校	適性		
28	長崎	339	829	26	3	保	11	72	1,329	9	134	20	309	49	76	141	1,035	4,382	
		338	661	13	3		11	72	1,329	9	127	20	155	43	73	108	184	3,146	
		305	349	7	3			21	525	6	93	9	119	63	34	55	100	1,689	
		298	332	5	3			21	522	5	87	9	105	50	31	50	57	1,575	
	佐世保	644	1,178	33	6		0	11	93	1,854	15	227	29	428	112	110	196	1,135	6,071
		636	993	18	6		0	11	93	1,851	14	214	29	260	93	104	158	241	4,721
29	長崎	383	841	14	4	保	1	5	65	1,347	20	115	25	270	61	26	142	550	3,869
		382	658	6	4		1	5	65	1,346	8	112	25	147	51	22	112	249	3,193
		305	312	2	2			17	516	5	79	9	66	42	32	15	93	1,495	
		300	289	1				17	516	2	75	8	59	33	32	13	56	1,401	
	佐世保	688	1,153	16	6		1	5	82	1,863	25	194	34	336	103	58	157	643	5,364
		682	947	7	4		1	5	82	1,862	10	187	33	206	84	54	125	305	4,594
30	長崎	527	867	4	5	保	1	2	44	1,368	28	122	21	280	66	46	192	460	4,033
		521	734	2	5		1	2	44	1,368	20	113	21	178	37	39	150	289	3,524
		365	342	0	4		0	0	15	586	7	85	21	107	31	36	40	102	1,741
		365	342	0	4		0	0	15	586	7	85	21	107	31	36	40	98	1,737
	佐世保	892	1,209	4	9		1	2	59	1,954	35	207	42	387	97	82	232	562	5,774
		886	1,076	2	9		1	2	59	1,954	27	198	42	285	68	75	190	387	5,261
31	長崎	616	772	13	4	保	3	4	72	1,416	33	116	11	237	54	95	220	479	4,145
		609	731	5	4		3	4	72	1,415	28	112	11	177	49	94	202	390	3,906
		412	407	2	1		0	0	11	645	10	83	9	133	24	65	66	104	1,972
		412	407	2	1		0	0	11	645	10	83	9	133	24	65	66	104	1,972
	佐世保	1,028	1,179	15	5		3	4	83	2,061	43	199	20	370	78	160	286	583	6,117
		1,021	1,138	7	5		3	4	83	2,060	38	195	20	310	73	159	268	494	5,878
2	長崎	684	782	7	1	保	1	4	56	1,337	27	88	24	385	51	96	251	418	4,212
		639	650	3	2		0	1	50	1,638	9	72	11	363	34	54	145	297	3,968
		306	304	0	0		0	0	16	576	30	108	11	132	29	53	67	158	1,790
		306	304	0	0		0	0	16	576	30	108	11	132	29	53	67	158	1,790
	佐世保	990	1,086	7	1		1	4	72	1,913	57	196	35	517	80	149	318	576	6,002
		945	954	3	2		0	1	66	2,214	39	180	22	495	63	107	212	455	5,758
3	長崎	646	671	5	2	保	0	1	50	1,638	13	73	11	400	41	58	325	382	4,316
		639	650	3	2		0	1	50	1,638	9	72	11	363	34	54	145	297	3,968
		355	353	3	0		0	1	11	594	5	71	14	118	30	50	52	159	1,816
		355	353	3	0		0	1	11	594	5	71	14	118	30	50	52	159	1,816
	佐世保	1,001	1,024	8	2		0	2	61	2,232	18	144	25	518	71	108	377	541	6,132
		994	1,003	6	2		0	2	61	2,232	14	143	25	481	64	104	197	456	5,784
4	長崎	689	792	0	2	保	0	0	66	1,432	17	89	18	351	20	74	158	437	4,145
		374	431	2	0		0	1	16	592	5	86	8	107	33	39	43	240	1,977
		1,063	1,223	2	2		0	1	82	2,024	22	175	26	458	53	113	201	677	6,122
5	長崎	949	685	0	4	保	0	1	88	1,882	11	118	20	290	32	116	94	397	4,687
		379	495	0	1		0	0	17	706	7	74	18	127	22	66	59	162	2,133
		1,328	1,180	0	5		0	1	105	2,588	18	192	38	417	54	182	153	559	6,820
6	長崎	903	689	4	2	保	1	1	87	1,805	3	131	36	321	15	136	131	313	4,578
		395	465	5	0		0	0	12	644	14	85	12	128	17	51	38	194	2,060
		1,298	1,154	9	2		1	1	99	2,449	17	216	48	449	32	187	169	507	6,638

下段は、テレフォン相談（令和3年度末廃止）を除く件数

表2 経路別受付件数の年度推移

年 度	経 路	児 童 相 談 所	児 童 相 談 所	都 道 府 県	市 町	指 定 童 医 福 療 祉 機 施 設	児 童 家 庭 支 援	警 察	認 定 こ ど も 園	家 庭 裁 判 所	保 健 所 及 び 医 療 機 関	学 校	里 親	児 童 の 仲 委 介 員	家 族 ・ 親 戚	近 隣 ・ 知 人	児 童 本 人	そ の 他	計
			児 童 相 談 所	児 童 相 談 所	児 童 相 談 所	児 童 相 談 所	児 童 相 談 所	児 童 相 談 所	児 童 相 談 所	児 童 相 談 所	児 童 相 談 所	児 童 相 談 所	児 童 相 談 所	児 童 相 談 所	児 童 相 談 所	児 童 相 談 所	児 童 相 談 所	児 童 相 談 所	児 童 相 談 所
28	長崎	74	30	1,011	221	1	265	1	7	36	91	33		1,265	129	47	1,163	4,374	
		74	30	1,011	221	1	265	1	7	36	91	33		895	118	36	319	3,138	
	佐世保	46	20	482	129		147		4	18	107	17		409	112	39	159	1,689	
		45	20	481	129		142		4	18	106	17		338	96	22	157	1,575	
	計	120	50	1,493	350	1	412	1	11	54	198	50	0	1,674	241	86	1,322	6,063	
29	長崎	84	17	1,053	218	3	344		6	26	104	27		1,198	142	47	591	3,860	
		84	17	1,053	218	3	344	0	6	26	103	27	0	842	138	33	290	3,184	
	佐世保	38	11	419	96		211		4	77	20	1		347	77	16	178	1,495	
		38	10	417	96		208		4	75	20	1		286	69	2	175	1,401	
	計	122	28	1,472	314	3	555	0	6	30	181	47	1	1,545	219	63	769	5,355	
30	長崎	85	24	1,035	243	3	472	1	7	34	116	28		1,260	162	48	482	4,000	
		85	24	1,035	243	3	472		7	34	115	28		904	158	34	181	3,323	
	佐世保	68	20	460	107		313		1	5	73	23		421	63	23	164	1,741	
		68	20	460	107		313		1	5	73	23		421	62	20	164	1,737	
	計	153	44	1,495	350	3	785	1	8	39	189	51	0	1,681	225	71	646	5,741	
31	長崎	124	95	1,139	191	1	569	3	8	47	109	51	4	1,096	227	58	401	4,123	
		124	95	1,139	191	1	567	3	8	46	109	51	4	977	216	36	317	3,884	
	佐世保	66	28	559	128	0	367	0	3	25	52	14	0	420	70	25	215	1,972	
		66	28	559	128	0	367	0	3	25	52	14	0	420	70	25	215	1,972	
	計	190	123	1,698	319	1	936	3	11	72	161	65	4	1,516	297	83	616	6,095	
2	長崎	130	42	1,111	275	2	550	7	7	43	154	28	0	1,045	185	95	535	4,209	
		130	42	1,111	275	2	550	7	7	43	154	28	0	876	178	39	427	3,869	
	佐世保	77	10	482	114	0	320	2	3	8	90	14	1	380	91	31	167	1,790	
		77	10	482	114	0	320	2	3	8	90	14	1	380	91	31	167	1,790	
	計	207	52	1,593	389	2	870	9	10	51	244	42	1	1,425	276	126	702	5,999	
3	長崎	72	45	1,151	269	1	544	1	8	44	146	29	0	1,252	162	31	569	4,324	
		72	45	1,151	269	1	544	1	8	44	146	29	0	997	157	24	488	3,976	
	佐世保	74	16	491	101	0	340	0	0	7	86	5	0	395	94	18	189	1,816	
		74	16	491	101	0	340	0	0	7	86	5	0	395	94	18	189	1,816	
	計	146	61	1,642	370	1	884	1	8	51	232	34	0	1,647	256	49	758	6,140	
4	長崎	77	24	1,147	247	4	889	1	8	38	130	51	0	917	192	39	354	4,118	
		85	11	521	118	0	380	0	1	16	72	35	0	432	71	39	196	1,977	
	佐世保	162	35	1,668	365	4	1,269	1	9	54	202	86	0	1,349	263	78	550	6,095	
		118	62	1,863	334	4	1,358	2	13	52	209	77	0	1,577	231	70	668	6,638	
	計	156	56	1,859	337	2	1,416	0	7	70	200	73	0	1,741	230	75	598	6,820	
5	長崎	92	39	1,256	234	2	1,005	0	4	43	127	43	0	1,245	135	45	417	4,687	
		64	17	603	103	0	411	0	3	27	73	30	0	496	95	30	181	2,133	
	計	156	56	1,859	337	2	1,416	0	7	70	200	73	0	1,741	230	75	598	6,820	
6	長崎	80	30	1,268	218	4	869	1	5	32	113	63	0	1,168	184	46	497	4,578	
		38	32	595	116	0	489	1	8	20	96	14	0	409	47	24	171	2,060	
	計	118	62	1,863	334	4	1,358	2	13	52	209	77	0	1,577	231	70	668	6,638	

下段は、テレフォン相談(令和3年度末廃止)を除く件数

表3 相談別・経路別受付件数

相談種別	養護		保健	障害					非行		育成			その他	計			
	児童虐待	その他		不肢自由体	障視聴覚	言語発達	心身障害	知的障害	発達障害	行ぐ為等犯	行触為等法	性格行動	不登校	適性	しあづけ・			
児童相談所	長佐 計	28 8 36	9 13 22					15 10 25		6 2 8		1	1		21 4 25	80 38 118		
都道府県	県)福祉事務所	長佐 計	2 1 3	3 15 18	1				5		1	4 5	3 3			11 27 38		
	保健センター	長佐 計							5		1							
	その他	長佐 計	13 2 15	5 2 7								1			1 1	19 5 24		
	市)福祉事務所	長佐 計	64 24 88	72 114 186	1 2 3	1		31 2 33	849 286 1,135	1 2 1	17 7 24	1 5 6	45 25 70	6 11 17	30 15 45	1,118 494 1,612		
市町	児童委員	長佐 計		1 1						1						1 1		
	保健センター	長佐 計		2 2												2 2		
	その他	長佐 計	9 3 12	23 23 46				5	96 59 155	1 1	5 5 10	2 2 2	5 3 8	1 3 1	3 3 6	149 98 247		
	保育所	長佐 計	7 7	2 2												7 4 11		
	児童福祉施設	長佐 計		159 84 243		1			20 18 38		3 1 4	7 5 12	6 6	2 2	14 3 17	211 112 323		
	指定発達支援医療機関	長佐 計																
	認定子ども園	長佐 計													1 1	1 1		
	児童家庭支援センター	長佐 計										2		1	1	4		
	警察等	長佐 計	540 293 833	40 25 65				4 4	83 41 124	33 11 44	46 22 68	1	3 1 4	123 92 215	869 489 1,358			
	家庭裁判所	長佐 計		6 6						3 1 4					2 1 3	5 8 13		
医療機関	保健所	長佐 計																
	医療機関	長佐 計	10 5 15	9 8 17	1	1		2		1	3 3 6			4 4	3 2 5	32 20 52		
学校	幼稚園	長佐 計	1 1													1		
	学校	長佐 計	46 22 68	23 31 54					1 1	3 6 9	22 12 34	3 5 8	1 1 1	5 16 21	102 94 196			
等	教育委員会	長佐 計	1 1 1	2 1 3						1	4				3 3	10 2 12		
	里親	長佐 計		56 10 66		1				1	2 2 4	2	2	2	2 1 3	63 14 77		
	児童委員(通告の仲介含む)	長佐 計																
	家族・親戚	長佐 計	38 8 46	195 89 284	2 1 3		1	35 6 41	568 160 728	2 12 14	28 23 51	140 54 194	8 1 9	64 18 82	57 11 68	30 26 56	1,168 409 1,577	
	近隣・知人	長佐 計	53 10 63	21 7 28						1		44 3 47	1 1 1	50 11 61	16 14 30	184 47 231		
	児童本人	長佐 計	2 4 6	27 10 37	1			3	1 1 1	1		7 4 11			5 4 9	46 24 70		
	その他	長佐 計	90 14 104	45 22 67				11 3 14	251 105 356	1 5 9	4 7 26	19 7 2	14 4 18	7 1 8	54 9 63	497 171 668		
	計	長佐 計	903 395 1,298	689 465 1,154	4 5 9	2 1 3	1 1 1	87 11 98	1,805 644 2,449	3 14 17	131 85 216	36 12 48	321 128 449	15 17 32	136 51 187	131 38 169	313 194 507	4,578 2,060 6,638

表4-1 相談別・年齢別受付件数(県計)

令和6年度

相談種別 年齢	養護		保 健	障害						非行		育成				そ の 他	計		
	児童虐待	その他の		肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 発 達 障 害 等	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害	発 達 障 害	ぐ 犯 行 為 等	触 法 行 為 等	性 格 行 動	不 登 校	適 性	育 児 ・ しつ け				
0歳	68	54		1			1	1								17	11	153	
1歳	84	35					6	6								23	31	185	
2歳	72	43					7	25	1			1				23	28	200	
3歳	96	59					5	46	1							1	23	24	255
4歳	75	43					10	95	3			2		9		20	31	288	
5歳	85	40					4	170	2			6	1	20		36	30	394	
6歳	86	59				1	2	145				15		15	10	33	366		
7歳	97	52					6	175				19	3	12	5	22	391		
8歳	61	59					5	77	2		1	33	1	10	3	31	283		
9歳	71	53					4	131	1	2	3	42	2	13	3	26	351		
10歳	87	46					3	147	2	11	2	53	3	9	4	32	399		
11歳	67	59					3	121		11	5	42	4	4		14	330		
12歳	84	72					1	193	1	24	5	41	6	20	1	24	472		
13歳	70	53					7	195		28	20	41	3	17		25	459		
14歳	75	82	2	1			5	222	1	43	8	54	6	29		23	551		
15歳	45	70	3				6	121		36	1	34	1	6		28	351		
16歳	38	73	2				4	69	2	29	3	41	2			24	287		
17歳	37	133	2	1			7	193	1	32		20		5		31	462		
18歳以上		60					13	317				2		17		26	435		
合計	1,298	1,145	9	2	1	1	99	2,449	17	216	48	446	32	187	168	494	6,612		

表4-2 相談別・年齢別受付件数(長崎)

令和6年度

相談種別 年齢	養護		保 健	障害						非行		育成				そ の 他	計		
	児童	その他の		肢體不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	発達障害	ぐ行	犯法行為等	性行	不登校	適性	育児・しつけ				
0歳	45	39		1			1	1								12	7	106	
1歳	61	27					6	5								22	25	146	
2歳	44	31					7	24								18	19	143	
3歳	69	37					5	36								1	15	17	180
4歳	65	28					9	76					1		7	19	19	224	
5歳	61	31					3	133					3		15	31	21	298	
6歳	63	36				1	2	113					10		11	7	19	262	
7歳	70	34					6	137					15	1	9	2	15	289	
8歳	39	35					4	60				1	29		9	1	14	192	
9歳	50	33					4	102	1	2	3	31			9	1	14	250	
10歳	60	28					3	112		2	2	35	1	5	2	9		259	
11歳	45	29					3	83		7	3	27	1	4		6		208	
12歳	59	39					1	146		13	4	28	4	18		19		331	
13歳	47	28					6	148		15	15	31	3	8		17		318	
14歳	50	46			1		4	154	1	24	5	40	3	20		15		363	
15歳	27	33	1				5	78		26	1	24		3		18		216	
16歳	23	41	1				1	44	1	20	2	22	2			13		170	
17歳	25	64	2	1			7	132		22		20		3		20		296	
18歳以上		41					10	221				2		14		13		301	
合計	903	680	4	2	1	1	87	1,805	3	131	36	318	15	136	130	300	4,552		

表4-3相談別・年齢別受付件数(佐世保)

令和6年度

相談種別 年齢	養護		保 健	障害						非行		育成				そ の 他	計	
	児童虐待	その他の		肢體不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	発達障害	ぐ犯行等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ			
0歳	23	15														5	4	47
1歳	23	8						1								1	6	39
2歳	28	12						1	1			1				5	9	57
3歳	27	22						10	1							8	7	75
4歳	10	15					1	19	3			1		2	1	12		64
5歳	24	9					1	37	2			3	1	5	5	9		96
6歳	23	23						32				5		4	3	14		104
7歳	27	18						38				4	2	3	3	7		102
8歳	22	24					1	17	2			4	1	1	2	17		91
9歳	21	20						29				11	2	4	2	12		101
10歳	27	18						35	2	9		18	2	4	2	23		140
11歳	22	30						38		4	2	15	3			8		122
12歳	25	33						47	1	11	1	13	2	2	1	5		141
13歳	23	25					1	47		13	5	10		9		8		141
14歳	25	36	2				1	68		19	3	14	3	9		8		188
15歳	18	37	2				1	43		10		10	1	3		10		135
16歳	15	32	1				3	25	1	9	1	19				11		117
17歳	12	69						61	1	10				2		11		166
18歳以上		19					3	96						3		13		134
合計	395	465	5				12	644	14	85	12	128	17	51	38	194		2,060

表5 处理件数の年度推移

年度	児相	処理	面接指導			児童福祉委員指導	児童福祉事務所送致等	訓戒・誓約	児童福祉施設			指定医療機関委託	里親委託	（第27条第1項第4号）家庭裁判所送致	障害児施設等への利用契約	その他の	計	
			助言	継続	他機関あつせん指導				入所	法第27条の3による	通所							
28	長崎	2,848	467	248	14		2	21	7	92		7	13	1	57	646	4,402	
	佐世保	1,612	467		14		2	21	7	92		7	13	1	57	646	2,918	
	計	1,083	184	119	14				6	46		5	5	1	29	187	1,679	
		969	184	119	14				6	46		5	5	1	29	187	1,565	
		3,931	651	28			2	21	13	138		12	18	2	86	833	6,081	
		2,581	651	28			2	21	13	138		12	18	2	86	833	4,483	
29	長崎	2,184	545	245	11		8	31	16	99		3	16		51	661	3,870	
	佐世保	1,508	545		1		8	31	16	99		3	16		51	661	2,939	
	計	821	234	141	3		1		15	50			9		26	191	1,491	
		727	234	141	3		1		15	50			9		26	191	1,397	
		3,005	779		14		9	31	31	149		3	25		77	852	5,361	
		2,235	779		14		9	31	31	149		3	25		77	852	4,336	
30	長崎	2,026	786	256	8		6	30	19	95		5	12		59	745	4,047	
	佐世保	1,517	786	256	8		6	30	19	95		5	12		59	745	3,538	
	計	800	399	135	3				2	9	53		2		27	256	1,693	
		796	399	135	3				2	9	53		2		27	256	1,689	
		2,826	6324	391	11		6	32	28	148		7	19		86	1,087	5,740	
		5,139	6,324	391	11		6	32	28	148		7	19		86	1,087	5,227	
31	長崎	1,716	920	266	21		19	36	6	112		3	19	5	50	1,071	4,244	
	佐世保	1,368	920	266	21		19	36	6	112		3	19	5	50	1,071	3,896	
	計	851	544	162	8				24	50		2	12		27	328	2,008	
		851	544	162	8				24	50		2	12		27	328	2,008	
		2,567	1,464	428	29		19	36	30	162		5	31	5	77	1,399	6,252	
		2,219	1,464	428	29		19	36	30	162		5	31	5	77	1,399	5,904	
2	長崎	1,836	892	264	14		13	57	20	98			9	4	53	944	4,204	
	佐世保	1,496	892	264	14		13	57	20	98			9	4	53	944	3,864	
	計	798	429	131	6				17	14	53		2		9	1	25	317
		798	429	131	6				17	14	53		2		9	1	25	317
		2,634	1,321	395	20		13	74	34	151		2	18	5	78	1,261	6,006	
		2,294	1,321	395	20		13	74	34	151		2	18	5	78	1,261	5,666	
3	長崎	1,805	777	262	10		29	52	29	104		3	16		54	1,160	4,301	
	佐世保	1,457	777	262	10		29	52	29	104		3	16		54	1,160	3,953	
	計	801	446	142	2		1	8	6	35		1	10		12	358	1,822	
		801	446	142	2		1	8	6	35		1	10		12	358	1,822	
		2,606	1,223	404	12		30	60	35	139		4	26		66	1,518	6,123	
		2,258	1,223	404	12		30	60	35	139		4	26		66	1,518	5,775	
4	長崎	1,669	924	257	5		11	94	29	69		5	17	2	61	1,090	4,233	
	佐世保	915	481	129	1				15	11	25		2		6	13	371	1,969
	計	2,584	1,405	386	6		11	109	40	94		7	23	2	74	1,461	6,202	
5	長崎	1,747	858	246	12		26	128	38	105		6	14	3	69	1,398	4,650	
	佐世保	882	506	120	5				28	13	42		6		3	16	500	2,115
	計	2,629	1,364	366	17		26	156	51	147		6	17	3	85	1,898	6,765	
6	長崎	1,929	790	260	17		19	125	36	52		2	13		59	1,252	4,554	
	佐世保	836	543	115	4				15	9	34		4		1	14	495	2,070
	計	2,765	1,333	375	21		19	140	45	86		2	17	1	73	1,747	6,624	

下段は、テレフォン相談(令和3年度末廃止)を除く件数

表6-1 相談別・処理件数(県計)

令和6年度

相談種別	処理	処理件数(年度中)																		その他の計
		面接指導			児童	児童	児童家庭支援センター	市町村	福祉事務所	訓戒	児童福祉施設			指定医療機関	里親	家法第27条第1項第4号	障害児施設等への利用契約			
		助言指導	継続指導	他機関あつせん指導	福祉委員指導	児童指導	児童指導	児童家庭支援センター指導	市町村送致	福祉事務所送致	訓戒・誓約	児童福祉施設入所	家法第27条第3号(再掲)による	指定医療機関委託	里親委託	家法第27条第4号	障害児施設等への利用契約			
養護	児童虐待	436	650	18	15		6	85	9	17	32				5			28	1,301	
	その他の	638	342	3	1		5	11	2	2	29		1	7		1	117	1,159		
保健	健	6																3	9	
害	肢体不自由			2														1	3	
	視聴覚障害																			
	言語発達障害等	1																	1	
	重症心身障害	22	3	14													36	25	100	
	知的障害	955	4	304													35	1,140	2,438	
非行	発達障害	13																2	15	
	ぐ犯行為	56	114	11						14	6	1			1		10	213		
育成	触法行為等	10	16		3					7	4						1	41		
育成	性格行動	247	147				5	2		2	11			3		1	17	435		
	不登校	29	1				2				1							33		
	適性	81		19													93	193		
	育児・しつけ	123	10	2			23	4									9	171		
その他	計	148	44	4	2		1	4		3	3			2		1	73	1,747	512	
	計	2,765	1,333	375	21		19	125	15	45	86		2	17	1	73	1,747	6,624		

表6-2 相談別・処理件数(長崎)

令和6年度

相談種別	処理	処理件数(年度中)																		その他の計	
		面接指導			児童福祉委員	児童家庭支援センター指導員	市町村送致	福祉事務所送致	訓戒・誓約	児童福祉施設			指定医療機関委託	里親委託	家庭裁判所送致	家庭裁判所送致	障害児施設等への利用契約				
		助言指導	継続指導	他機関あつせん指導						児童福祉施設	指定医療機関委託	里親委託									
養護	児童虐待	412	308	9	13		6	85		16	21				4			19	893		
	その他	353	247	1			5	11		1	16		1	5				45	685		
保健	健	3																1	4		
障害	肢体不自由			2														1	3		
	視聴覚障害																				
	言語発達障害等	1																	1		
害	重症心身障害	20	3	11														30	24	88	
	知的障害	688	1	215														28	866	1,798	
	発達障害	1																1	2		
非行	ぐ犯行為	37	71	4						9	3		1					5	130		
	触法行為等	8	11		2					7	2								30		
育成	性格行動	185	102				5	2		1	6			2			1	10	314		
	不登校	12	1				2				1								16		
	適性	53		14														73	140		
	育児・しつけ	92	8	2				23										8	133		
その他		64	36	4	2		1	4		2	3			2				199	317		
	計	1,929	790	260	17		19	125		36	52		2	13			59	1,252	4,554		

表6-3 相談別・処理件数(佐世保)

令和6年度

相談種別	処理	処理件数(年度中)																		その他の計	
		面接指導			児童	児童	児童家庭支援センター	市町村	福祉事務所	訓戒	児童福祉施設			指定医療機関	里親委託	家法第27条第1項第4号送致による	障害児施設等への利用契約				
		助言指導	継続指導	他機関あつせん指導	福祉委員指導	児童指導	児童指導	児童家庭支援センター指導	市町村送致	福祉事務所送致又は通知	訓戒・誓約	入所	家庭裁判所送致の3(再掲)による	通所	裁判所送致による	親委託	家法第27条第1項第4号送致による	障害児施設等への利用契約	他の計		
養護	児童虐待	24	342	9	2					9	1	11				1		9	408		
	その他	285	95	2	1					2	1	13				2		1	72	474	
保健	健	3																2	5		
障害	肢体不自由																				
	視聴覚障害																				
	言語発達障害等																				
	重症心身障害	2		3													6	1	12		
知的障害	知的障害	267	3	89														7	274	640	
	発達障害	12																1	13		
非行	ぐ犯行為	19	43	7						5	3						1	5	83		
	触法行為等	2	5		1					2								1	11		
育成	性格行動	62	45							1	5					1		7	121		
	不登校	17																	17		
	適性	28		5														20	53		
	育児・しつけ	31	2						4									1	38		
その他	その他	84	8							1								102	195		
	計	836	543	115	4					15	9	34					4	1	14	495	2,070

表7 調査・診断及び心理療法・カウンセリング件数

令和6年度

対象	区分	調査・社会診断指導	医学診断書指導 心理診断指導								その他の診断指導	心理療法・カウンセリング				
			診察	医学的検査	その他の検査	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導		医師	児童心理司等	児童福祉司等	その他の所員	
児童	支援センター															
	長崎	5,831	220	2	22	801	230	260	996	3,639		6	53			
	(再掲) 児童虐待	2,087	87	1	9	75	30	95	98	895		4	37			
	(再掲) 非行	884	52	1	2	44	1	78	61	914			10			
	佐世保	1,925	127	3		314	94	141	455	968		10	307		151	
	(再掲) 児童虐待	621	24	1		24	2	38	25	146		2	24		65	
	(再掲) 非行	424	51	2		26		55	73	245		3	109		55	
	計	7,756	347	5	22	1,115	324	401	1,451	4,607		16	360		151	
	(再掲) 児童虐待	2,708	111	2	9	99	32	133	123	1,041		6	61		65	
	(再掲) 非行	1,308	103	3	2	70	1	133	134	1,159		3	119		55	
保護者	長崎	14,317	42							25	1,431			26	22	
	(再掲) 児童虐待	6,273	10							8	234			12	7	
	(再掲) 非行	1,762	17							4	156			4		
	佐世保	5,273	10							30	417			3	99	
	(再掲) 児童虐待	2,407	4								19			1	17	
	(再掲) 非行	667	4								27				32	
	計	19,590	52							55	1,848			3	125	22
	(再掲) 児童虐待	8,680	14							8	253			1	29	7
	(再掲) 非行	2,429	21							4	183				36	
	その他	長崎	21,012	26		10		3		32	552	1	2	9		
その他	(再掲) 児童虐待	10,032	3		5					8	151	1	2	7		
	(再掲) 非行	2,122	4		3					3	117			1		
	佐世保	7,503	3							5	57			3	161	
	(再掲) 児童虐待	2,807									6			2	14	
	(再掲) 非行	719	2							1	6			1	32	
	計	28,515	29		10		3		37	609	1	5	170			
	(再掲) 児童虐待	12,839	3		5					8	157	1	4	21		
	(再掲) 非行	2,841	6		3					4	123				33	
	合計	41,160	288	2	32	801	233	260	1,053	5,622	1	8	88		22	
	(再掲) 児童虐待	18,392	100	1	14	75	30	95	114	1,280	1	6	56		7	
合計	(再掲) 非行	4,768	73	1	5	44	1	78	68	1,187			15			
	佐世保	14,701	140	3		314	94	141	490	1,442		16	567		151	
	(再掲) 児童虐待	5,835	28	1		24	2	38	25	171		5	55		65	
	(再掲) 非行	1,810	57	2		26		55	74	278		4	173		55	
	計	55,861	428	5	32	1,115	327	401	1,543	7,064	1	24	655		173	
	(再掲) 児童虐待	24,227	128	2	14	99	32	133	139	1,451	1	11	111		72	
	(再掲) 非行	6,578	130	3	5	70	1	133	142	1,465		4	188		55	

表8 措置停止・措置中等の調査・診断・指導件数

令和6年度

措置停止	区分	児相	児童福祉施設	指定医療機関			里親	計
				障	障	障		
調査・診断・指導	長佐世保	4						4
	計	3						3
調査・診断・指導	長佐世保	1,416					1,702	3,118
	計	3,028					1,037	4,065
		4,444					2,739	7,183

表9 児童福祉施設種別措置入所児の年度推移

施設種別	児相	年度		28	29	30	31	2	3	4	5	6
		長崎	佐世保	6	10	11	8	11	11	7	8	6
児童自立支援施設	県立	長崎	佐世保	6	4	9	5	3	5	2	3	3
		計		12	14	20	13	14	16	9	11	9
	国立	長崎	佐世保	1				1				
		計		1				1				
児童院	その他	長崎	佐世保									1
		計										1
乳児院		長崎	佐世保	7	8	10	10	8	11	8	11	4
		計		2	5	6	10	4	5	4	5	3
				9	13	16	20	12	16	12	16	7
児童養護施設		長崎	佐世保	62	70	66	80	64	68	45	65	36
		計		32	36	34	29	38	24	15	27	22
				94	106	100	109	102	92	60	92	58
児童心理治療施設	入所	長崎	佐世保	4	5	4	8	4	9	4	5	1
		計		4		2	3	3	1	2	5	3
				8	5	6	11	7	10	6	10	4
児童心療施設	通所	長崎	佐世保	7	3	5	3		3	5	6	2
		計		6		2	2	2	1	2	6	2
				13	3	7	5	2	4	7	6	2
※福祉型障害児入所施設 (旧:知的障害児施設)	入所	長崎	佐世保	12	5	3	5	9	8	5	1	4
		計		1	4	1	3	5		2	2	2
				13	9	4	8	14	8	7	3	6
※福祉型障害児入所施設 (旧:盲ろうあ児施設)		長崎	佐世保									
		計										
※福祉型障害児入所施設 (旧:肢体不自由児療護施設)		長崎	佐世保		1							
		計			1							
※医療型障害児入所施設 (旧:重症心身障害児施設)		長崎	佐世保		1	1	1	1	1		1	1
		計			1	2	1	1	1		1	1
指定医療機関委託		長崎	佐世保									
		計										
計		長崎	佐世保	99	102	100	115	98	111	74	97	54
		計		51	50	55	52	55	36	25	42	34
				150	152	155	167	153	147	99	139	88

表10 一時保護児童の年度推移
(所内保護分)

		相 談 種 別						
年度	児 相	養 護	障 害	非 行	育 成	保 健	計	
28	長崎	117	0	41	35	1	194	
	佐世保	64	0	22	28	0	114	
	計	181	0	63	63	1	308	
29	長崎	113	1	42	31	3	190	
	佐世保	67	0	36	16	1	120	
	計	180	1	78	47	4	310	
30	長崎	182	1	35	24	3	245	
	佐世保	84	0	46	24	0	154	
	計	266	1	81	47	3	399	
31	長崎	175	2	46	35	0	258	
	佐世保	98	1	44	29	2	174	
	計	273	3	90	47	2	432	
R2	長崎	179	0	39	85	0	303	
	佐世保	71	0	43	46	0	160	
	計	250	0	82	47	0	463	
R3	長崎	182	1	45	69	0	297	
	佐世保	93	0	20	20	1	134	
	計	275	1	65	47	1	431	
R4	長崎	156	1	40	98	0	295	
	佐世保	57	1	27	31	7	123	
	計	213	2	67	129	7	418	
R5	長崎	196	3	76	74	0	349	
	佐世保	75	0	38	31	9	153	
	計	271	3	114	105	9	502	
R6	長崎	123	0	83	50	0	256	
	佐世保	77	3	51	23	1	155	
	計	200	3	134	73	1	411	

注)年度中に保護した実人員(前年度からの継続を含み、当年度の未処理分を除く)

表11 相談別・処理別一時保護児童数
(所内保護分)

令和6年度

相談	児相	受付・処理			受 付								処 理								未 処 理 数
		前 年 度 か ら 継 続	新 規	計	児 童 福 祉 施 設 入 所	里 親 委 託	他 児 相 ・ 機 関 に 移 送	家 庭 裁 判 所 送 致	帰 宅	そ の 他	延 日										
養護	長崎	6	124	130	3	0	2	0	65	53	123	2,135	7								
	佐世保	1	80	81	1	0	2	0	48	26	77	924	4								
	計	7	204	211	4	0	4	0	113	79	200	3,059	11								
障害	長崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
	佐世保	0	3	3	0	0	0	0	0	1	2	3	5	0							
	計	0	3	3	0	0	0	0	1	2	3	5	0								
非行	長崎	4	83	87	4	0	2	1	54	22	83	1,731	4								
	佐世保	4	52	56	3	0	5	0	29	14	51	1,021	5								
	計	8	135	143	7	0	7	1	83	36	134	2,752	9								
育成	長崎	3	49	52	2	0	0	0	28	20	50	782	2								
	佐世保	1	23	24	1	1	0	0	14	7	23	390	1								
	計	4	72	76	3	1	0	0	42	27	73	1,172	3								
保健その他	長崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
	佐世保	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	5	0							
	計	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	5	0							
計	長崎	13	256	269	9	0	4	1	147	95	256	4,648	13								
	佐世保	6	159	165	5	1	7	0	92	50	155	2,345	10								
	計	19	415	434	14	1	11	1	239	145	411	6,993	23								
延日数 (延人数)	長崎				480	0	10	3	2,524	2,316	5,333										
	佐世保				341	113	26	0	1,273	592	2,345										
	計				821	113	36	3	3,797	2,908	7,678										

注) 延日数とは、年度中に退所した児童について、児童が一時保護所に入所した日から処理が決定し退所するまでに要した日数をいう。

表12 年齢区分別・相談別一時保護児童受付件数
(所内保護分)

令和6年度

相談	児相	年齢区分	年齢区分				計
			0~5歳	6~11歳	12~14歳	15歳以上	
養護	長崎	14	46	35	29	124	
	佐世保	6	29	23	22	80	
	計	20	75	58	51	204	
障害	長崎	0	0	0	0	0	0
	佐世保	0	2	0	1	3	
	計	0	2	0	1	3	
非行	長崎	0	2	31	50	83	
	佐世保	0	6	28	18	52	
	計	0	8	59	68	135	
育成	長崎	1	15	15	18	49	
	佐世保	0	10	6	7	23	
	計	1	25	21	25	72	
保健 その他	長崎	0	0	0	0	0	0
	佐世保	0	0	0	1	1	
	計	0	0	0	1	1	
計	長崎	15	63	81	97	256	
	佐世保	6	47	57	49	159	
	計	21	110	138	146	415	

表13 一日平均保護人員及び一人平均保護日数
(所内保護分)

令和6年度

児相	区分	一日平均保護人員(注1)		一人平均保護日数(注2)	
		長崎	佐世保	計	長崎
	長崎			12.7	17.3
	佐世保			6.4	15.1
	計			19.1	16.2

注1) 处理・延人員 ÷ 365日

注2) 处理・延日数 ÷ 处理人員

表14 保護期間別一時保護児童数
(所内保護分)

令和6年度

期間 児相	1日	2日	3~5日	6~10日	11~15日	16~20日	21~30日	1か月以上	2か月以上	計
長崎	12	23	51	47	23	14	37	40	9	256
佐世保	5	17	31	31	23	16	17	11	4	155
計	17	40	82	78	46	30	54	51	13	411

注)年度中に保護した実人員(前年度からの継続を含み、当年度の未処理分を除く)

表15 委託先別一時保護児童数
(委託保護分)

令和6年度

委託先 児相	児童福祉施設															その他				合					
	あすなろ園	みのり園	あゆみの家	開成学園	大村椿の森学園	光と緑の園乳児院	マリア園	明星園	浦上養育院	清風園	大村子供の家	光と緑の園向陽寮	聖母の騎士園	希望の灯学園	奥浦慈恵院	太陽寮	若竹の家	諫早療育センター	セコドンも医療福祉	医療機関	警察署	里親	その他		
実人員	長崎	7	2	0	0	0	22	28	25	19	5	36	41	11	2	8	19	5	0	7	22	145	76	25	505
	佐世保	9	0	3	0	0	6	2	0	0	14	0	9	0	2	0	0	28	0	0	5	78	7	11	174
	計	16	2	3	0	0	28	30	25	19	19	36	50	11	4	8	19	33	0	7	27	223	83	36	679
延日数	長崎	373	69	0	0	0	472	983	557	528	212	1,055	1,278	281	41	157	376	135	0	139	834	148	1,007	366	9,011
	佐世保	191	0	118	0	0	275	23	0	0	387	0	277	0	37	0	0	572	0	0	1,382	79	20	296	3,657
	計	564	69	118	0	0	747	1,006	557	528	599	1,055	1,555	281	78	157	376	707	0	139	2,216	227	1,027	662	12,668

注)年度中に保護委託をした実人員(前年度からの継続を含み、当年度の未処理分を除く)

延べ日数とは、年度中に委託保護を解除した児童について、児童を委託した日から解除するまでに要した日数をいう。